

平成28年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

平成28年6月3日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 鈴木尚君  
主任 櫻井直子君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（27名）

市長 尾崎保夫君  
教育長 真如昌美君  
総務部長 広沢光政君  
総務部参事 東栄一君  
子ども生活部長 榎本豊君  
福祉部参事 尾崎淑人君  
都市建設部長 内藤峰雄君  
学校教育部参事 岡田博史君  
秘書広報課長 五十嵐孝雄君  
子ども生活部副参事 梶川義夫君

副市長 小島昇公君  
企画財政部長 並木俊則君  
総務部参事 北田和雄君  
市民部長 関田新一君  
福祉部長 吉沢寿子君  
環境部長 田口茂夫君  
学校教育部長 阿部晴彦君  
社会教育部長 小俣学君  
保育課長 宮鍋和志君  
市民生活課長 大法努君

福祉推進課長 嶋田 淳 君  
環境部副参事 長瀬 正人 君  
学校教育課長 岩本 尚史 君  
社会教育課長 村上 敏彰 君

ごみ対策課長 松本 幹男 君  
都市計画課長 神山 尚君  
学校教育部  
副参事 小板橋 悦子 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） おはようございます。やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が一般質問させていただく項目は、大きい項目で3つございます。

1として、ごみ行政について。

①3市共同資源化事業基本構想の現状と今後の予定について。

②プラスチックごみの処理の現状と今後について。

③焼却施設における水銀等の重金属対策について。

④3市共同資源物処理施設が建設された場合のペットボトル・容器包装プラスチック以外の4品目の処理に関しての計画について。

⑤市のごみ行政の将来ビジョンについて。

大きい項目の2つ目としては、戦災建造物や戦争に関連する資料について。

①旧日立航空機株式会社変電所の修繕計画について。

②その他の戦争に関する資料の収集・保存・活用について。

大きい項目の3番目として、広報について。

①として、これまでの広報活動の問題点と今後の対応について。

②として、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、東大和スタイル等のITの活用の現状と今後について。

この場での質問は、これまでとし、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、3市共同資源化事業基本構想の現状と今後の予定についてであります。平成28年5月、施設整備地域連絡協議会からの提案等を受け、（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事提案図書作成条件書がまとまりました。今後につきましても、施設建設に向けての事業を進めるとともに、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の理解を得るために、引き続き4団体一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プラスチックごみの処理の現状と今後についてであります。プラスチック製の廃棄物につきましては、その大きさや形状等により、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び容器包装プラスチックのいずれかにより

排出をお願いしております。収集しました不燃ごみ及び粗大ごみにつきましては、破碎後、可燃ごみと合わせて焼却処理を行い、容器包装プラスチックにつきましては再商品化を行うため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しております。今後につきましても、同様に適正処理に努めてまいりたいと考えております。

次に、焼却施設における水銀等の重金属対策についてであります。現在、廃棄物処理施設における排ガス中の水銀濃度につきましては、排出規制基準値は定められていない状況にあります。しかし、東京二十三区清掃一部事務組合のほか、多摩地域の焼却施設の一部においては、排ガス中の水銀濃度について自己規制値等を設けており、今後、小平・村山・大和衛生組合においても、その対策が求められるものと考えております。

次に、（仮称）3市共同資源物処理施設建設に伴う4品目の処理についてであります。現在、缶、瓶、蛍光管及び乾電池の選別等につきましては、公益社団法人東大和市シルバー人材センターへ作業委託をしていることから、これらに対する対応も含め民間事業者の活用とあわせ検討を行い、早期に方向性を出したいと考えております。

次に、ごみ行政の将来ビジョンについてであります。廃棄物の処理につきましては、環境への負荷をできる限り低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築することが求められています。したがって、製造事業者等の役割分担を明確にし、生産、流通の段階にまでさかのぼり、一定の役割を果たしてもらった拡大生産者責任のもと、適正処理が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の修繕計画についてであります。現在、保存の基本的な考え方や修繕方法、修繕費用など、さまざまな角度から検討をしているところであります。前回の修復工事から20年近く経過しており、保存に当たってはさらなる修繕が必要であると認識しております。また、本格的な修繕のためには多額の費用がかかるかと想定していますので、新しい技術の導入など専門の方々の御意見を伺う中で、早い時期に修繕計画をまとめてまいりたいと考えております。

次に、戦争に関する資料の収集・保存・活用についてであります。平成27年度に郷土博物館で行いました戦後70年企画展示「私たちのまちは戦場だった」の際には、市報等で市民の皆様がお持ちの戦争に関する資料提供のお願いをし、展示をさせていただきました。展示しました資料につきましては、全てリスト化を行いましたので、今後の企画展示や市民の皆様の学習の際に、こうした資料が活用できるものと考えております。

次に、広報活動の問題点と今後の対応についてであります。行政の透明性を確保するとともに、市民の皆様とともに歩む市政運営を推進するに当たっては、広報活動を通じ、市政情報を市民の皆様にお伝えし、情報を共有することが大変重要なことと認識しております。このような中、効果的な広報活動を展開するためには、従来より活用してまいりました広報手段により、適時的確な情報提供に努めることはもとより、日々多様化する情報伝達手段に関しましても、研究の必要があると考えているところであります。

次に、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、東大和スタイル等のITの活用の現状と今後についてであります。市では即時性や情報量の多さを生かした市の公式ホームページを初め、市報等の掲載記事の要約版を配信していますメールマガジン、画像とともにイベント会場の様子などをお伝えしていますフェイスブック、そして事業の告知や参加者募集などを行っていますツイッターなどの手段を用い、ITを活用しました市民の皆様への情報提供を実施してまいりました。また、平成27年度からは、動画配信サービスを利用しました動画により行政情報の配信とともに、スマートフォンなどで利用可能な観光・子育てに関するアプリケーション、東大和スタイルをリリースし情報提供を行っています。今後もこれらの広報手段の活用を充実

するとともに、ITを活用しました新たな情報伝達手段に関しましても、研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 市長、御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

大きい項目の中の小項目につきましては、順不同でお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

昨日の他の議員の一般質問の答弁の中で、ちょっと確認したいことがありますのでお答えください。

まず、過去の経緯に関して、昨日、松本課長は、平成15年ぐらいに計画が持ち上がって、平成16年に周辺のマンションの入居が始まったので、伝わっていなかった可能性がある旨の発言がありましたが、これは何が伝わっていなかったのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 伝わっていなかったという内容でございますが、その3市共同資源化事業が平成15年度から検討が行われているという、その検討が行われている事業自体のそのものの内容が伝わっていないという、そういう意味でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) それは、なぜその検討の事項が伝わっていなかったのでしょうか。また、どうすれば伝わっていたのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) この事業につきましては、平成15年度、16年度、17年度の3カ年で、まず大きい方向性を内部的に検討するというので、15年度から立ち上がっているという状況でございます。したがって、その方向性が出ていない段階で不確定な情報、そういったものは出せないという、そういうところから事業の検討を行っているということも、当時は言えなかったものと考えております。

当時の状況といたしましては、平成17年度に現東大和市のリサイクル施設用地、そちらを借用するというので理事者会においても確認がされたので、具体的にはその後、18年度から検討組織、具体的には衛生組合で計画課というのを設置したわけでございます。したがって、その辺あたりから初めて周知ができる、そういう形になっているものでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) きのうの御答弁の中では、時系列でお話しされていたので、15年に計画が上がって、16年にはそれを、伝わってなかった可能性があるというわけですから、それ当然伝わっていないですよ。だって、表に出てないわけじゃないですか。全て内部で行われているわけですよ。それがあつても、時系列でいうと先に計画があつて、それを住民に、あつたけれども、住民はそれ知らなかった可能性もあるけれども、その後住民が引っ越してきたわけだから、入居が始まってきたわけだからしょうがないみたいなニュアンスで、私はちょっと聞こえました。

これは当時の——当時といっても平成20年ですね、20年ですからもう計画が始まってから5年たっているわけですよ。そのときの朝日新聞、6月13日の朝日新聞で、これ前にも引用させていただきましたけども、確認のためにもう一度引用させていただきます。

題名が「看板なき暫定操業14年 覆面ごみ施設拡張に待った」、内容が、東大和市の資源ごみリサイクル施設の拡張計画をめぐって付近の新住民が反発している。市が暫定と称して、看板も出さないまま14年間稼働し

続ける間に、周辺の工業地域はさま変わりし、工場跡地にスーパーやマンションが建ち並んだ。そんな施設だとは知らずに移り住んだとする住民らが、安全性に関する調査や拡張計画の情報開示、説明などを求める陳情書を市議会に提出。13日の市議会委員会で審議されるというふうになっています。

これ、間、全部読むのをちょっと省略させていただきますけども、この計画がマンション住民らに伝わったのは、ことし3月、平成20年、3月、小平・武蔵村山・東大和の3市でつくる小平・村山・大和衛生組合の地上3階、地下1階の共同施設へと変更する内容だというふうにあります。この計画を持った報告書は、昨年3月、昨年ですから、この記事でいうと平成19年ですね。19年にまとめられ、9月から市民への小規模な説明会が3度開かれたというふうになっています。

これ終わりのほうになっていくと、この同市、建設環境部の——固有名詞は避けますけれども、参事は、拡張計画についてまだ決定したわけではなく、検討している段階と、今後は実施に向けて市民懇談会などを開くことになってると。ですから、実際にこの3市共同資源化施設、以下、廃プラ施設と呼ばせていただきますけれども、この計画を周辺住民が知ることになったのは平成20年ですよ。ですから、そういうことをきっちり説明しないで、きのうのような答弁をされるとすごく、それだけを聞いてしまうと何か住民の方が後から入ってきて、何かごねてるような、そんな印象を受けますので、そういうような説明はやめてほしいというふうに思います。

ここで、私も平成20年の段階で、この記事を見て周辺を確認しました。そのときに、隣に民間のプレス加工を行う工場がまだありまして、その地続きですね、そこに暫定リサイクル施設がありました。そこに看板もなく、実際見たところプレハブの平家建てですよ。実際あれ普通に見ると、もう隣の工場の資材置き場とか、そういうようにほぼ見えます。看板もないわけですから。何かそういう時系列で話していても、何か今までこの質問って何十回とここでやってきてるじゃないですか。それをあたかも覆すような言い方をするのは、非常にやめてほしいというふうに思いますが、ここでもう一度確認します。この周辺住民が、この拡張計画を知ることになったのは、平成20年度、20年以降であるというふうに私は、この今のいろいろな状況から判断をしますが、市の見解を伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨日の私のほうの答弁は、あくまでもこの3市共同資源化事業の検討経過も含めての答弁というふうにさせていただいております。したがって、私は何かを作為を持って、そのような形で説明、答弁をしたというようなものではございません。

また、覆面施設ということで、マスコミの記事の言葉を、今議員のほうから出されたわけですが、その覆面施設というのはマスコミのほうがそういうふうに新聞記事で書いたものであって、私たち行政としては、あそこの現地が、平成6年の秋口から空き缶をまずは処理するというので立ち上げているような施設でございますので、そういったことにつきましては当時から私どもは市民に対して、桜が丘2丁目の122番地先で処理をしてるといふ、そういう御案内、周知、そういうことはしているわけでございまして、また当時は私ども職員が小学校4年生の社会科の授業において、ごみの関係が始まるということもありますので、学校へお時間をいただける中で、訪問した中で、子供たちへの環境教育ということで桜が丘2丁目で処理をしますよということと説明もさせていただいてるところです。したがって、現地を見ていただいて、確かに看板が当時はなかったという事実はございますが、覆面施設としての操業をしていたわけではございませんので、その辺については私どもとちょっと認識が違うのかなというふうに考えております。

また、近隣住民の方への説明会ということでは、この事業の検討組織が平成18年度から立ち上がったわけで

ございますので、昨日も答弁で申し上げましたように、19年度に3市共同資源化等に関する調査報告会の案内というのをしまして、平成20年4月6日に近くのマンションの方たちを対象に説明会等も行っている、そういう状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) もちろん新聞記事のそのままのみにして、覆面施設で隠れてやってたというような表現を私はしたつもりはなくて、今この事実を、新聞記事を引用したまでですので、そのあたりはしんしゃくしていただければなというふうに思っております。

この計画を平成20年に、それも自治会、マンション管理組合ですね、管理組合のほうに市のほうから市民懇談会、先ほど新聞記事の中にありましたけども、市民懇談会の委員を出してほしいということから、この計画が広く、広くといっても周辺住民ですね、知られるようになったということです。今現在も、この計画というものは、周辺住民にとっては非常に重要な問題であるというふうに思って、周辺住民の方はすごく気にされていると思いますが、今のところこの東大和市、ほかの地域及び、これ3市の問題ですから小平市や武蔵村山市も関係してるとは思いますけども、ここに周知がされているのかどうか、それに関していかがでしょう。

○環境部長(田口茂夫君) 昨日の他の議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたとおり、平成24年度には3市共同資源化事業に関する説明会を8回ほど、それ以後、それぞれの時々、基本構想案の作成ですとか実施計画等の策定、案の策定などにおきましても、当市を初め小平市、武蔵村山市等でも説明会を実施してございます。また、その開催に当たっては、市報、ホームページ等でも御案内をさせていただいております。これが十分か十分でないかということになりますと、それぞれの見解はあろうかと思いますが、4団体としてはそのような形で周知に努めてるというふうなことで考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) この周知活動については、また後で述べさせていただきたいなと思います。

毎回聞いている質問で恐縮ですけども、毎月開催されている3市共同資源物処理施設建設地域連絡協議会、以下、協議会と呼ばせていただきますけれども、周辺の住民の方との理解、合意に関して質問します。これに関しては、現在どのような状況でしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 今の地域連絡協議会、こちらの状況ということでございますが、この内容につきましては、平成28年度の第1回の定例会に同様の御質問をいただきまして、状況を丁寧に御答弁をさせていただいておりますが、その後の状況につきましては大きく変わっている状況ではございません。しかしながら、少し状況が変わったかなというところに関しては、具体的な理由は不明でございますが、幾つかの団体が意思表示をしない、未回答というような表示に変更されたというふうなところがあつたやに、私どもは見ております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) これまで何度となく協議会を傍聴させていただいております。今、無回答になつたところがあつたから、住民のところ少し意識変わったのかなという印象ですけども、決して参加してて私はそういうふうには思っておりません。これ感想なので、答弁は結構です。

この廃プラ処理施設とちょっと焼却炉の関係についてお聞きしますけれども、これまで衛生組合では、焼却炉の規模を決めるためには廃プラの処理方法を決めなければならない。そのために、廃プラ処理施設は焼却炉の上流過程であると。プラスチックのそういうことを決めなければ、焼却炉の規模も決まらないんだというよ

うな説明を協議会の中で何度かされております。これに関して、私の過去の一般質問でも指摘させていただきましたけれども、廃プラの処理方法を確定させるということは、これは当然だと思います。方針としてどういうふう処理していくのか、リサイクルするのか、燃やしていくのか、それは決めることは前提条件だと思いますが、その処理方法は民間施設への委託などを、他の方法もあるため施設建設とは別問題、必ずしも建設は必須でないということをこれまで指摘させていただきました。この件に関して、これは論理的であるというふうに思っておりますが、この考え方に関しては市はどういうふうに考えているのか、私はすごく論理的だなと思ってるんですけど、どうもそういうふうに答えがいつも返ってこないで、市の見解を伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 廃棄物処理の考え方というところで、一般廃棄物の処理を全て全体的な、包括的に責任を負ってるのは、私ども末端の市町村というふうになっております。したがって、民間委託を行うことを否定するわけではございませんが、まずは処理責任を負っている私ども自治体が、自分たちの自区内でまずは処理ができるのかできないのか、そういったところをきちんと検討していき、順序立てた中で最終的に民間委託という運びになるものというふうに私どもは考えておりますので、今現在、民間委託でできているからいいという話ではなく、ここで焼却炉の更新も含めて全体的な施設整備を総合的に検討していかなければいけないということであれば、そこは原点に立ち返った中で、まずは自治体のみずから処理をするという選択肢、そちらのほうから検討するのが筋ではないかというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先ほどの市長の答弁で、他の4品目の話をされたときに、民間事業者にという話が出てきましたけれども、今の話と矛盾するのではないですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先ほどの市長の答弁の中にございます民間事業者の活用という部分につきましては、これはあくまでも中間処理を余り必要としない、有価で売却ができるそういったものを指しておりますので、現状の中で申し上げますと、具体的には紙類、布類、こういったものは直接、中間処理することなく買い取りをしていただける状況にございます。したがって、先ほどの残る4品目という中には、空き缶等もございますので、そういった視点から答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 中間処理するかしないかによって、民間のところを活用するかどうかというのが、どうもよくわからない、理解できない。前に民間の事業者は使わないのかという話をしたときに、御答弁では、民間は安定しないからという理由が一番だと思ったんですけど、今の話は全然そういうことが出てこない。結局、その都度、その都度、答弁が変わってくるじゃないですか。今回だって4品目に関しては民間事業者を視野に入れて考えるのに、この廃プラ施設に関しては、その視野に入ることすら、検討事項にすら上がってない状態ですよね。それを中間処理があるかないかというような基準で決める。その基準って何かあるんですか。中間処理する場合に関しては、これは市区町村がやらなければいけないって、そういった根拠があるんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 基準と申しますか、これは議員も御存じのように、有価であるか有価でないか、そのところが一つの判断基準というもございますので、有価でないものを他の区域へ持っていくとなりますと、そちらにつきましては先方の自治体との協議が必要になるというところが大きい部分を占めます。したがって、まずは有価でできるものについては、先方の自治体協議、こちらのほうも具体的な事務としては、必要がないとまでは言いませんが、そこは緩和されてるので、活用ができる余地というのはかなり広いものというふうに考えております。



また、民間委託が不安定だというのは、この事業の中でいろいろと御説明、御答弁をする中で、4団体の中での意見として、民間は不安定だというふうになってるものでございます。ですから、東大和市の場合に限って言えば、現状、毎年毎年、入札によって容器包装プラスチックの民間委託を行っているというところにあるわけで、別にそれがすぐに不安定だというわけではないんですが、ただ長期的な展望に立ったときには、やはり他の自治体の民間施設に頼るという選択肢よりは、やはり可能な範囲で市内できちんと処理をしていく、そういうものの余地があるのであれば、そここのところの検討をすべきだというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今の長期的な展望に立てばという話だったので、私も長期的な展望に立った場合のごみ処理方法、特にプラスチックの処理方法については、これかなり変わってくるというふうに考えております。そのプラスチックの素材も変わってきますし、処理方法も変わってくる。また、リサイクルに関する、先ほど市長の御答弁にありましたように、拡大生産者責任ということも広がってくれば、これが未来永劫、ずっと自治体が処理するという時代ではなくなるんじゃないか、それを目指していくのは当然だなと思っているわけで、そうすると長期展望に立てば、ある意味、30年、40年、使うような、ある意味、多額の税金を投入するわけですから、そのぐらい本当にたってしまう使わなければいけないのかもしれないけれども、そういった建物をつくってしまうというような時期ではないのかなというふうには今感じています。これは私の意見なので、御答弁は結構です。

次に、ちょっとプラスチックの現状についてお聞きしたいと思いますけれども、プラスチックの収集、処理方法に関しては、今3市の状況というのは違うのかなというふうに思っております。これ今のところ3市ばらばらというような認識でよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 排出方法という部分も含めて考えますと、現在におきましては3市とも排出方法が違っているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先ほど焼却炉の上流のほうにある廃プラ処理施設という話をしました。というか、これまで衛生組合が協議会の中で説明されてきたわけですがけれども、廃プラ処理施設を建設する必要性を市民に説明する際には、先ほど申し上げました上流理論というんですかね——を展開しておりますけれども、実際に先に決めなければならないのは、この統一基準とか、そちらのほうだというふうに思っておりますが、その廃プラスチックの収集、処理方法に関しては、いまだ統一をされていないということでは、行政が言っていることに、先ほども申しましたけど、ちょっと矛盾があるなど。これでは協議会において、幾ら上流理論を展開したところで、住民の同意が得られるとは思いませんけれども、これに関して、これはいつごろ統一されるのか。これ本来であれば、何度も申し上げますけれども、3市のごみの収集、処理方法に関しては、とっくに統一をされてなければいけないんじゃないでしょうか。これ建物を検討する前に、こちらのほうを先に行って、なおかつ減量化対策をきっちりやった後で出てくる話ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 協議会におきましては、どうしても施設建設のほうが主になっているという状況にありますので、今のような質問になるかと思うんですが、3市共同資源化事業はソフト面のほうにおいて、資源化基準統一がございまして、こちらについて3市間、組合も含めて4団体というところで検討しております。ここで大方、大きい方向性というのは決まっております。その大きい方向性は、基本構想にも記載は

あるんですが、プラスチック製品、こちらについて今現在、東大和市は15センチ未満が可燃ごみでというふうになってるわけですが、ここにつきましても今後は3市を合わせた中で、歩調を合わせて50センチ未満を可燃ごみにしていく、そういったところの柱も出ております。また、3市で共同して取り組むような事業として減量施策、各市単独でやる事業もあるわけですが、今後は共同歩調をとった中で減量化に努めていく事業も実施しようということで、ここで大体の大枠の内容は決まったところでございます。これも近い時期に、協議会の皆さんにお話をすることになるかと思うんですが、また実施の時期は、どうしてもこの時期に3市が合わせてやりましょうというふうにできればいいわけですが、そこにつきましては新しい施設が稼働する時期を目安として、順次、取りかかれるものから各市が取り組むという形でいこうかというところで、今、話を詰めているところでございますので、最終的には平成31年度あたりが目安となって、おおむね排出方法等も統一されるというふうを考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 現在、東大和市、武蔵村山市では、容器包装プラスチックの中間処理をして、リサイクルしております。しかし、今現在は小平市では軟質系のプラスチックごみは可燃ごみですね、焼却炉で燃やしております。新しく廃プラ施設をつくることで、この小平市が現在燃やしている軟質系のプラスチックのリサイクルが可能になるということで、過去の協議会において住民の方から、焼却炉で燃やすごみのうち、現在、小平が燃やしている軟質系のプラスチックごみの量についての質問がありました。その際の答弁では、年間1,600トンであるということでしたが、確認ですけれども、これは間違いはないでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 小平市の内容でもありますので、これはあくまでも協議会の中での話という部分に関しては、今議員がおっしゃったとおりでよろしいというふうを考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ちなみに、現在、焼却炉が燃やす、可燃ごみの年間の量をホームページで確認したところ、平成25年度は約7万2,000トンとあります。そうすると、1,600トン割ることの7万2,000トンですから、約2%。この2%が決まらないと、焼却炉の規模が決まらない。したがって、廃プラ処理施設が建設がされなければ、焼却の更新ができないという説明は、合理的な説明とは思えませんが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨年ですか、新ごみ焼却施設の大きい考え方の部分を御提示したところであろうかと思うんですが、その中で日量処理能力を243トン上限ということでお示ししてるかと思えます。今そちらのほうに向けて、検討を衛生組合のほうで進めてるところではありますが、現状どうしても小平市中島町の場所においてお願いをするというふうになりますと、どうしても敷地の広さ、また土地が受ける制約等もございまして、どうしてもそちらの焼却炉のほうを小さくせざるを得ないという状況がございまして、したがって、極力資源化できるものを資源化ということが、この3市においては、他市と違いまして特に求められてくるような事業方針というふうになってる状況でございまして、また一方、ほかを考えますと私ども3市というのは、二ツ塚処分場への焼却灰の搬入割り当て量も超過してしまってるという状況にございまして、そうしますと多摩地区25市1町で二ツ塚処分場を使ってる自治体の中で、容器包装プラスチックの資源化はほぼされているという状況にございまして、したがって、日の出町へお願いするという中で、できる資源化、取り組めるものについては実施した中で、とにかく減量していくというところも、あわせて考えなければいけないというところもございまして、そういったところから今回は資源物処理施設、そちらのほうを上流というような、検討の一つにもなってるところでございまして。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今、松本課長がおっしゃったことは非常によくわかります。もちろん資源化をすることに関しては、全く異論がありません。私が申し上げているのは、この2%のものをリサイクルすることで、今燃やしているものが燃やされなくなるというのが、焼却炉を更新する前提となっているということがおかしいよね。それって同時でもできる話であって、それが前提となることがおかしいというふうに申し上げたまでです。これ以上、聞いても難しいと思うので答弁は結構ですが。

協議会では、次のような説明をされておりました。確かに重量では少ないけれども、廃プラスチックは燃やすとカロリーが高いので、この廃プラの量を決定しないことには焼却炉の規模は決まらなと説明されておりました。そうすると、この2%の少ない量でも焼却炉の規模に影響するといふのであれば、現在、焼却炉で処理される可燃ごみの中で、廃プラの占める割合について、私はこれ正確に把握する必要があるんだというふうに思っております。これは今現在どのような状況になっているのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 廃プラスチックの状況ということですが、東大和市においては既に分別を市民の方をお願いしている状況でございますので、年間およそここで1,000トンを超えてるかなという量かなというふうに考えておりますが、武蔵村山市は人口が東大和市より1万人ほど少ないという状況にありますので、量的には東大和市よりも少し少ないぐらいの量だといふふうに思っておりますが、ただ小平市は人口がどうしても18万人からいるというのがございますので、やはり先ほど議員のおっしゃった1,600トンが焼却炉の縮小にどれだけ貢献するかというところの話はあるわけですが、ただ、だからやらなくていいという話のものでもないのかなというふうに私どもは考えておりますので、やはり多摩地区全体を見ましても、この4月から町田市の方でも、人口42万から43万のあの大きい町田市ですら、この4月から部分的に順次、容器包装プラスチックの分別排出ということでスタートしておりますので、やはり焼却炉の炉のサイズを小さくすることもあります。繰り返して大変申しわけないんですが、先ども申し上げた最終的に灰が行く二ツ塚処分場、そちらの負担の軽減というのもトータルで考えなければいけないものというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 現在、東大和市では容器包装以外のプラスチックごみ、製品プラというふうに言われているものですが、15センチ以下のものは、先ほど松本課長がおっしゃられたように可燃ごみに入ります。15センチを超えるものに関しては、今不燃ごみというようになっております。また、今度、逆に汚れた容器包装プラというものも、今可燃ごみとして処理されています。これらの量をサンプリング調査でもしてはかからないと、確実にこのプラスチックの量が把握できないというふうに思っております。

東大和市は、他の2市に先駆けてごみの有料化を実施をして、確実にごみ減量対策を行っていると思います。非常にこの点は評価をさせていただきます。いわば他の2市よりも、ごみ行政が進んでいる状況であるといふふうに思っております。その中で、今この可燃ごみの中のプラスチックの量や、不燃物に入っているプラスチックの量というものを、サンプリング調査ということで正確にはかったデータとかというものはありますでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) かつては市民も交えた中で、組成分析を行うということをお私ども3市はやっていただけでございますが、今に至っては個別、各市対応という形になっているのが実情であります。ただ、昨年、不燃物の組成状況を見てみようということで、3市でやったわけでございますが、今議員からお話がありましたように、やはりその辺の容器包装プラスチックでも再商品化されるものと、汚れてしまって可燃ごみに

なるものがございますので、そこについては今後きちんと3市でごみの組成状況、それを調べていく必要があるかと思えます。したがって、現状、組成の状況というのは、衛生組合に任せてしまっているデータしかない状況でございます。

以上です。

**○21番（床鍋義博君）** これはもう廃プラ処理施設云々にかかわらず、現在のごみの量の組成分析というのは必要だと思うんですね。これが焼却炉、先ほど2%のものでもカロリーが高いんだから、焼却炉に影響を与えるというものであれば、恐らくかなりの部分が、製品プラが燃やされてるといふふうに推測されます。そういったことを、組成分析をきっちりやってから、焼却炉の規模や性能を決めていかなければ、これ本当に炉を傷めてしまうとか、高温になって炉を傷めてしまうとか、そういった原因になると思えますので、それはやってほしいなというふうに要望をしておきます。

このようにサンプリング調査というものは、今後のごみ行政にとってすごく不可欠だなというふうに考えますが、5月14日に行われた協議会において、協議会に参加してる住民の方から、現在、焼却炉で軟質系のプラスチックごみを燃やしている小平市に対して、可燃ごみ、不燃ごみ、またこれらに含まれているプラスチックの量や、現在燃やしている軟質系のプラスチックごみに関しての数値の把握状況ですね、これに関して質問がありました。

出席されていた小平市の課長の説明では、実際にサンプリング調査というものは行われていない。他市のごみの状況を見ての予測値の答弁をされていました。住民の方から、そこは私が今申し上げたとおり、しっかりと行ったほうがよいのではないかなというように、至極当然な住民からの質問がされていたんですね。これ非常に前向きでいい議論だなと思っていたところ、突然、課長ではなく、その課長の後ろに控えていた小平市の部長は、次のような発言を始めました。

引用させていただきます。これ私、メモ書きなので、一字一句、全部一緒ではないですけども、ほぼニュアンスは変わってないと思うのでお聞きください。

小平を一方向的に非難されてしまいましたので反論させていただきます。資源物の施設をつくろうというふうに決めたのは、はるか前の話です。それは東大和市の市長——これは前の市長の話です。これ私の言葉ですけども、そういうふうにオーケーをして3市で決めたことです。それに基づいて小平は、ごみの政策を立ててきました。それをいきなりできないと言ってきたのは、そちらの東大和市ですね。そこで、私どもとしては、リサイクルセンターができないのであれば、3市ばらばらでもいいですよ。ごみ全体の資源物だけではなくて、焼却も単独でやりましょうという話をしました。それではね、3市全体で皆さんに迷惑がかかるようなのであれば、それぞれ負担を分担しましょうと。まあ、そういう話で今、話を進めています。そのことが理解できないのであれば、小平は単独でやりますよと。それでよいということであれば、そうさせていただきますよと。引用、ここで終わりです。

このような発言がありました。これは実際、私、耳で聞いてメモ書きして書いたので反論はないと思えますけど、一応確認ですけども、この発言にあったようなことは事実かどうか。また、誰も、田口部長も松本課長もそこに参加されて、出席されていたわけですけども、この経緯に関しては訂正などはしておりませんでしたので、この発言にあったような経緯というのは、東大和市としてはそのとおりと考えているのかどうかをお尋ねします。

**○ごみ対策課長（松本幹男君）** 協議会の中で、まずはそのような発言があったかという部分につきましては、

議員のおっしゃるとおりでございます。その協議会の中には、私どもも参加しておりましたので、確認はしているところであります。

ただ、きのう答弁の中にありましたように、私ども東大和市の立場としては、8万6,000人の市民の廃棄物処理を安定的に行わなければいけないというのが課せられている。それと同じように、小平市におかれましても、やはり18万市民の廃棄物処理は安定的に行わなければいけないという責務が課せられているわけでございます。したがって、そういった視点から、そのような発言に至ったのではないかと思います。ただ、その感情論的という部分については別のものとしたしまして、ただ思いとしては小平市も、東大和市も、武蔵村山市も、やはり市民全てのごみの安定処理というのを第1に考えているというところは、これは共通した部分であるというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) その場におりましたので、私すごく驚きました。今、私、読んだだけでですけど、市民を、参加している住民の方を恫喝するような言い方でした。これ、確実に。随分、小平市の部長というのは権限があるなと思うのは、そういったことを単独でやりますよということを断言できるような力があるんだなというふうに、それも驚きましたけども、議会にも通さずですね。以前も小平の部長は、このような発言をされております。その際に、私この議会でも、このような態度というのは行政職員として不適切であるばかりでなくて、毎月ボランティアで貴重な土日の時間、もうこれまで30回以上やっていますよね。その日にちを使って参加している住民に対して、非常に失礼だなというふうに感じました。このような発言は許すべきではない。内容に関して、先ほど松本課長は3市の思いであるというふうに言いましたけども、これ3市の思いなんですか。

昨日も副市長が、東大和市8万6,000人の生活の安定のためにはというような、これを3市共同資源物処理施設は、必要な施設であるというふうに答弁をされております。東大和市民のごみ行政を左右するぐらいの重要な案件が、周辺住民、東大和市民の一部にのしかかっているわけですよ。これは行政としては、そういう思いをする周辺住民の心情をしんしゃくすることが一番重要なものにもかかわらず、全く真逆の恫喝するような言い方をしております。これ住民が冷静に話してた最中ですよ。住民が、こういう情報を出したほうがいいんじゃないのか、こういう情報、必要ですよって話した中で、こういうことを言われる。これは非常に参加住民に対して失礼な態度だと思いますので、これ何度もお願いをしておりますが、そのような発言を私は許すべきではないというふうに思っております。これ小平市の部長が発言したということですけども、これは4団体が一致してその場で発言してるわけですから、4団体として責任を持った対応をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 感情的な部分でお話をするということは、我々、行政マンといたしましては、決してそれが好ましいというふうには私は考えておりません。そして、そのようなことから、その点につきましては4団体で少しお話をする必要があるかなというふうには思います。

ただ、しかしながら我々4団体におきましては、今議員からもお話がありましたとおり、市民全体のごみ行政を安定的に処理するためには、我々はこの3市共同資源物処理施設が必要であるというふうなところの思いは、4団体一致してるところではございます。今後、市民に対しまして懇切丁寧な御説明をしていくということにつきましても、4団体でそこは確認をできておりますので、そういったところを引き続き4団体ではお話をしながら、また市民の皆様に対しましても対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今回このような御発言が、4団体の統一見解ということであれば、言いかえれば行政が一旦決めたことに関しては、それに沿って事業を進めるため、状況が変わろうが変わるまいが、どういう情報を出してくれと言おうが言うまいが、黙って従えというふうに、すごく一方的に聞こえてしまいます。周辺住民の御理解を深めていくといったことを目的に、協議会というのは設置されてるというふうに思っておりますけれども、この協議会を傍聴していて、いまだに参加住民の多くが反対であるというふうに認識をしております。しかし、その中には、先ほど部長がおっしゃったように意識が変わってきているかもしれない。また、最初から反対するばかりではなくて、ごみ行政を広域で行って、また自分たちの税金を使って施設を建設するわけですから、納得のいく説明がされれば理解していく、するという住民もおります。実際そう発言されておりますので、そのためさまざまな情報だったり、この場合はプラスチックのごみの把握の質問だったわけですが、通常であれば、現在、他市の状況を見て、推定値であるのならば、今後、早急にサンプリング調査してお答えしますと、それで済んだ話なんです。それが、できない議論であるというふうに私は思っておりますけれども、反対する住民の方が冷静に質問をされているのに、答弁側が論理的な説明ができない。そればかりか、いわば逆ギレをして参加住民を恫喝してるかに映っているのが、今の協議会の実態です。

今、田口部長が、4団体として市民に対して真摯に対応していくというふうにおっしゃいましたけれども、これまた、このままほっとくと同じようなことが起こるといふふうに私は危惧をしております。これは感想ですから、答弁は結構です。

このような態度を続けていては、到底、住民の理解が深まることなく、かえって反発を招くことは明白であります。建設予定地であり、協議会に参加してる住民は東大和市民でありますから、ここは行政職員としてふさわしい言動をとるよう、強く指導してほしいなというふうに思っております。

もとのサンプリング調査について、ちょっと戻らせていただきますけれども、このサンプリング調査というのをちょっと私が行っていただきたいのは、将来のごみ行政を行うため必要であるということも一つなんですけれども、ごみに水銀電池とかを初めとする重金属ですよ、これらが含まれている可能性が非常に高いなと思われま。先ほど市長の答弁で基準値の話が出ました。その中で、2016年の5月1日の読売新聞に次のような記事があります。

「水銀を使った製品が燃えるゴミに混入することで、東京23区のゴミ焼却施設が、過去6年間に計19回、緊急停止していたことが分かった。23区では厳しい自主規制を設けているため、大気中に拡散した可能性は低いとみられるが、規制を設けていない自治体は多い。分別されていない場合はそのまま燃やされている恐れがあり、早急な対応が求められる。『東京二十三区清掃一部事務組合』が管理する中央清掃工場の2号焼却炉は3月11日午後2時過ぎ、排ガス中の水銀濃度が上がり始めた。約6時間後、濃度が自主規制値——自主規制値は1立方メートル当たり0.05ミリグラムですね——を超え、同組合は運転を停止させた。同工場の排ガス浄化装置は1時間に水銀を140グラムまで浄化できるため、少なくとも水銀体温計200本分、蛍光灯だと2万本分が燃えた計算になる。」とあります。

また、近隣のケースでは、東久留米にある柳泉園組合の焼却炉で、昨年9月に事故があり緊急停止されたことがあります。

そこで、お尋ねしますが、先ほど基準値はないと言ったので、これまでこれが原因で焼却炉が停止したということはないと思いますが、一応参考のために聞きます。焼却炉が、こういったものが原因で停止した

事例というものはあるのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 衛生組合の場合、水銀が起因となつての炉の停止というのではない状況にございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先ほど自主規制値はないという話でしたが、とすると現在、可燃ごみの中に15センチ以内のプラスチックごみ、製品プラは可燃ごみになってますから、その中に電池が含まれていたりすると、そのまま燃えて大気中に拡散する。もちろんバグフィルターで大部分は捕捉されると思いますが、自主規制値がない以上、大気中に拡散されている可能性はあるという認識でよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） ゼロということは、言えないというふうに思います。現状どうしても、プラスチック製品の中でも、やはり特にボタン電池と言われるような、製品に内蔵されてる電池、こちらのほうがございますので、そういったものをきちんと分けた中で、焼却をしない方法をとらない限り、ゼロということはないと考えております。

衛生組合も、過去、水銀濃度の測定というのはやってなかったわけですが、平成27年度、実施をしたというふうに聞いております。このときの値については、東京二十三区清掃一部事務組合が設けます自主規制値、こちらと比較しますと、それを下回ってはいたという状況にあるということは聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 課長がおっしゃってるように、最近、小型のおもちゃとかノベルティーなどには、水銀電池が使われていることもあって、取り出せるものはいいんですけども、確かに一体化して取り出しにくいものもかなり含まれているというふうに思います。自主規制値がないのであれば、より市民に対して、その危険性であるとか分別の重要性を注意喚起すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 水銀の関係につきましては、私どもといたしましても、現在も電池等につきましては、お問い合わせ等もございました際には、取り除いていただけるものは取り除いていただきたいというふうな形で、埋め込み式につきましても、その辺の御配慮をいただきたいということで、御案内をさせていただいております。引き続きごろすけだよりでも、そういったことの周知には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今ごろすけだよりが出たんで述べますけども、年間1回ですけれども、ごろすけだよりが雑誌の回収袋と一緒に配布されております。これ関係ないですけど、この無料で配布されている雑誌、回収袋も大変すごく評判がよいので、続けてほしいと言われてるので、これそのままやってほしいんですけども、このごろすけだよりも、市の取り組みやごみの分別方法などがわかりやすく書かれておりました。2号がそうですね。大変よい取り組みであると評価をさせていただきます。

先日、配布されたごろすけだよりも、「マイバッグ、資源を入れてお買い物」との標語が表紙に記載されておりまして、買い物したところに容器包装プラスチックを戻すという拡大生産者責任を推進するものとして、これまた大変よい試みであるというふうに評価をさせていただきます。

これを可燃ごみのところにある15センチ未満のプラスチック製品のところに、例えばおもちゃなどに入れてある電池を外してくださいであるとか、不燃ごみの記載のあるところにも同様の記載をすることで、市民への注意喚起ができるのではないかなというふうに考えます。これは当然行ってほしいというふうに思っております。

す。

ただ、ごろすけだより、現在でまだ2号ですので、年1回ぐらいの発行なので、これだけではなかなか周知もできないと思いますので、この水銀電池、特に重金属も含まれてるんですけど、製品プラに含まれているものに関しては、市のホームページや市報なども含め、早急に対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 特に水銀の関係につきましては、水俣条約の関係もございます。そういったところも含めまして、電池に関しましても含めて、市報、ホームページ、あらゆる手段がとれるものに関しましては、早急にとれるものからそういった対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど部長のほうから、製品と一体となった電池と違って外しにくいという話があって、私もそれ結構、先ほど繰り返しになりますけど、多いなというふうに思っております。本体を壊さなければ取り出せないような電池の場合、なかなか一般家庭でそれを壊してというのは難しいというふうに思っておりますので、それをどうしてこうという具体案はないんですけれども、逆にそのまま燃やしてしまう可能性があるものに関しては、そのままにしておけないなというふうに思っております。

例えば今週末には環境市民の集いとかありますし、不要食器などの回収もこれで行ったり、また産業まつりなどでもやったりしますけれども、今年度は縫いぐるみ、靴、かばんを回収してリユースするという、これはすごくいいことだなと思って評価をさせていただきますけれども、まずはこのようなイベント等で、こういった取り出しにくいような小さいもの、本当は大きくていいんですけれども、電池が入っているようなものをイベントとかで試験的に、こちらのほうで取り出してあげるというんですかね、そういったことをやるというのはいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回、靴、かばん等の回収ということで事業を組んでるわけですが、やはりイベントで毎回同じことをやっても、市民を呼ぶ集客という部分では欠けてしまうというのもございますので、今議員のほうからお話があったその部分につきましては、いずれかのタイミングにおいては、やはり周知をしていかなければいけないものになりますので、そういったところとあわせて、今後検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 毎年同じことをやってもって言うんですけど、毎年同じことをやってもいいものも結構あると思います。環境市民の集いで、粗大ごみで抽選で市民の方に無料配布しているような家具とか、そういったものは評判がよいので、そういったこともあると思います。定着してくるような食器の回収なんかも、毎週木曜日やっているようなので、そういったところをやっていただければ、市民に対してごみの分別を周知できるかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

この重金属対策は、環境、特に周辺ですね、焼却炉周辺に対して大きな影響を及ぼすものです。現在、基準



値がないわけですから、早急に基準値を定めて事故が起こったときの安全マニュアルというものを、現在23区等、基準値を持つてるところが多いわけですから、それほど難しくないとはいっております。これを早急に整備してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 衛生組合のほうに確認したところ、事故防止時の対応マニュアル、こちら内部的につくったものがあるというふうに聞いてはおります。ただ、今後、水銀の自主規制値、それがまた今後、法的な規制という運びになる見込みもあるわけでございますので、そういった部分ではマニュアルの見直し、こちらのほうを今後はしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 一旦これ事故が起きれば、環境汚染はもとよりバグフィルターの交換や煙の通る場所の重金属の除去のためにも非常にお金がかかるというふうに言われております。足立区で起こった事故では、この事故に約3億円ほどの費用がかかったというふうに聞いております。しっかりとした分別が行われれば、確実に事故は少なくすることができるというふうに思っております。事故が起これば、これは税金で修理しなければなりませんので、この点を強調することで市民への啓発が、理解が深まると考えますので、ぜひこの水銀を初めた重金属対策というのを進めていただければなというふうに思います。

次に、廃プラ処理施設が建設された場合に、現在ある暫定リサイクル施設で処理をしている他の品目ですね、缶、瓶、蛍光灯、乾電池の4品目に関して、先ほど民間事業、有価物に関してはそうだというふうに話しておりました。民間事業を活用する方法もあるんだよ。それは、私は民間活用、悪くないと思うんですよ。それに関して、じゃ有価物でないものに関しての現在の計画を教えてください。

○環境部副参事（長瀬正人君） 現状4品目の選別等の処理につきましては、シルバー人材センターのほうに作業委託をお願いしてるところがございますので、この検討に当たりますには高齢者の雇用の維持と確保といったところを、まず考慮する必要があるというふうに考えているところでございます。

民間事業者の活用につきましては、中間処理をするしない含めまして、さまざまな角度から検討しているというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ソフト面はそれでいいかなと思うんですけども、要は場所ですよ。今の場所、今暫定リサイクル処理施設のところに、仮に3市共同資源物処理施設が建設されるとその場所がなくなるわけですから、その作業を行う場所が必要になってきます。その候補地について、どういうところが挙がっているでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 作業場所を求めると当たりますには、どうしても原則的なところから入ると工業地域の中で探すというふうになります。したがって、東大和市、そう工業地域が広いわけではございませんので、限られた場所の中で現在検討している、そのような状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） これ私、立場としては3市共同資源物処理施設は、民間に委託すれば必要ないという立場ですので、言うのもなんですけれども、これ想定地というのは建設計画が始まると同時に移転することがわかっているわけですから、既に始めていて、その周辺住民に対する説明会とかというのも早期に知らしめておかなければ、現在のような、現在のようなというのは廃プラ処理施設の協議会ですよ。——みたいなことになるのではないかなというふうに危惧をしております。早い段階で情報開示することによって、防げる問題

たくさんあったはずなんですよ。今回のこの廃プラ処理施設に関しても、私、情報開示がもっともっと早くなれば、これほどまでにはなかってなかったんだなというふうに思っております。そういう点からも考えると、今後の行政を考えるとときには、この想定地というか候補地ですよ、候補地を早急に挙げて、その周辺の住民に対するヒアリング等を行う必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 課長のほうからも御説明を申し上げておりますが、まだ基本的に場所等も確定してございません。当然、今議員からお話がありましたとおり、この4品目に関しましても早急に方向性を確定しなければいけないというふうには考えております。当然そういった場所、処理方法等が、方針が決まりましたら、議員の皆様初め地域住民の方々にも情報開示をする必要があるというふうには、担当部としては考えております。その上からも、早々に方針を決めたいというふうなところで、今検討を急いでいるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） これ必要なことだと思いますので、そのように早急な対応をお願いをします。

ごみ行政について、今まで議論させていただきましたけれども、その中にごみ行政の将来のビジョンなんていうのも結構入っていたかなと思うんですけども、もしこの件に関してつけ加えることがあれば、いつも市長、話されないで、市のごみ行政の将来ビジョンに関しては意見をお持ちだと思いますので、もし何かあればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど冒頭、市長のほうから御答弁をさせていただきましたとおり、私どもとしましては、当然、市民の皆様から排出される廃棄物につきましては、適切な処理をするのが我々の最大の業務であるというふうに思っております。当然ごみの減量も大事でございます。減量に当たりましては、市民の皆様のお協力が不可欠でございます。そういったところも含めまして、また製造事業者の方々への役割等も必要でございますし、また市長からも御答弁がありました拡大生産者責任、こういった点も含めましてごみ行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 周辺住民、廃プラの問題の協議会のところで申し上げましたけれども、周辺の住民の方は、こちらからお願いをする、一部の住民の方に負担がかかるということは、そういう立場だというふうに思っております。ただ、繰り返し述べますけれども、協議会でそのような状況になってないということをよく考えていただきたいなというふうに思っております。逆に考えれば、我々、廃プラ処理施設が、今度、更新のときに逆のことを、じゃ今焼却炉周辺の中島町の周辺の方に言うのかといったら絶対言わないですよ、そういったこと。常にそういったところに御迷惑というか、負担をおかけしているなという意識をしながら、我々はやっぱりごみを出しているというふうに思っているわけなんです。そういったところと対立構造にあるということが、まずおかしい。そういったことの根本原因はどういったところにあるのか、言葉尻一つかもしれないですけども、そういったこと一つがきっかけとなって、住民の方の態度が固まってしまうということは往々にしてあると思います。そういったことを、やはり考えながら進めていってほしいなというふうに思って、次の質問に移ります。

2番目の戦災建造物や戦争に関する資料についての項目ですけれども、変電所は平成7年に東大和市の文化財として指定され、その際に大修繕がされました。その後、現在までどのようなメンテナンスが行われてきましたでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 前回、平成7年に修復工事をいたしまして、その後は通常点検、除草とか、あと消防設備点検とか、そういったものを行っておりました。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 変電所も建設当時はすごく堅牢なつくりで、それゆえ残っていたのかなというふうに思っておりますけれども、長年、屋外にあるために風雨にさらされ、老朽化していくことというのは避けられないかなというふうに思っております。恒常的なメンテナンスというのはもちろんのことなんですけれども、前回の修繕からもう20年以上の年月が経過していることや、昨今、各地で大きな地震が起こっております。そういう観点からも、大修繕がもう必要なのではないかと、耐震化も含めて必要ではないかなというふうに考えております。少なくともどれぐらいの修繕や耐震化工事が必要かを判断するための健全度調査というものを、まず行う必要があるというふうに思います。東大和市は、みずから「西の原爆ドーム、東の変電所」と名乗っているわけなので、広島市の事例をちょっと見てみますと、原爆ドームでは健全度調査は約3年ごとに行われております。少なくともこの健全度調査ということを早急に行ってほしいのですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 変電所の修復工事につきましては、20年以上たってますし、大きな工事をしていかなきゃいけないという認識は持っております。事前診断ですかね、前回の修復作業のときにも事前に現況調査というのをやりました。今後予定をします変電所の修繕においても、前回の現況確認の状況も踏まえ、修復工事に先立っては現地調査や基本計画といった作業が必要になるということで考えてございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） これはなくなってしまうたら大変なので、早急に行ってほしいと思います。その健全度調査の前段階の情報収集の状況なんですけれども、例えば耐震技術だったりコンクリートの保存技術だったり、いろんなものが結構出ております。他の自治体などの取り組みも、状況を調べて情報収集をどれぐらい行っているのか、その状況を今現在どうなっているのか教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 変電所につきましては、平成7年の修復工事がある業者のほうに委託をいたしました。その業者とは、ここ2回ほど現状の状況を見ていただいて、修復にはどんな方法が必要だというアドバイスをいただいているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 本当に結構古い建物ですので、東大和市の大きな財産です。ぜひ調査、修繕を早急にしてほしいなというふうに思っております。建物の調査、修繕には当然費用がかかるというふうに思っております。市は、ふるさと納税を活用して、これに充てるという計画であるというふうに聞いておりますけれども、この目標金額や達成年度ですかね、そういったものがあれば教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在の変電所の修繕の計画については、実施計画に載っているものしか現在はないわけなんですけれども、それでは当然足りないということで進めてきているわけでございます。ことしの4月の施政方針にも、ふるさと納税制度等の活用、それから基金の積み立てのお話が出ておまして、そちらのほうは長部局のほうで今進めてもらっておりますけれども、私ども担当の社会教育部のほうでも、こうした費用を生み出す、それだけではなくて、それだけで足りない部分で費用を考えていかなければいけないという部分では、私どもとしてもさまざまな方法でお金を集める工夫など、考えていかなきゃいけないというそんな気持ちでいるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） まだ始まってないわけですから、なかなかすぐ集まるかなというのは大変かなと思うんですけども、現在、広島市の取り組みでは幾つかやっておりますので、参考に聞いていただければなというふうに思います。団体、個人への募金趣意書の送付、全国組織を持つ団体や報道機関への要請、市長等による街頭募金。市長は一番最初の街頭募金のときには、東京の数寄屋橋までいらっしゃったそうです。次に、金融機関への募金受け入れの協力。これはポスターの掲示や納付書の備えつけなどだそうです。次に、市内各施設やイベント会場への募金箱の設置。次に、報道機関への協力依頼。次に、民間会社と協定しクレジットカードを発行し、カード利用金額の0.1%が寄附される仕組みなどを行っております。

次の質問にもつながりますけども、宣伝というものはすごく大事で、これをしっかり行わなければなかなか募金も集まりにくいということでした。世界遺産である原爆ドームでさえ、このような地道な努力を昭和41年から続けているので、当市でもこれにも増してさまざまな施策を行う必要があるというふうに思っております。これに関して、今現在、市ではどのようなことをやったらお金が、先ほどふるさと納税も一つなのかもしれませんけども、それ以外にどのようなことが議論されているのかを教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 今、日立航空機変電所の改修に当たりまして、さまざまな宣伝効果というものを議員さんのほうからいただきましたけど、私どももいたしましても議員さんがおっしゃいました広島市で取り組まれている、あるスーパーが0.1%の寄附をするだとか、そういうものの情報はつかんでございます。また募金についても、実際集める金額が決まりましたら、どういうところに募金箱が置けるとか、例えばうちのほうでもうまかんべえ〜祭ですとか日立航空機の変電所の公開等もやっておりますので、そういったところではできないかとか、金額がまだ定まっておりますが、定まる中ではそういった募金活動、あるいは他市で行っているそういう事例等も参考にしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 非常にうまかんべえ〜祭なんかは、市の行事の中では動員人数がかなり、一番多いお祭りですし、他市からもかなりの方がいらっしゃって、初めて変電所を見られる方というのが多いんですね。そこはすごくアピールのチャンスだと思います。今回なかなか変電所が隠れる形でステージが設置されていたので、前の年のほうがよかったかなというふうには思っているんですけど、騒音と言ったらおかしいな、何か音響の関係でことしのような形になったというふうに聞きましたけれども、できるだけ、せっかく数万人押し寄せるそういった貴重なイベントなので、そういったときに募金をするが一番集まるのかなというふうに思います。そういったことを活用して少しでも、一般財源から出すのも必要だと思うんですけども、それ以外でいろんなところから集めるような努力をしてほしいなというふうに思っております。

戦災建造物は、その存在があるだけで当時の悲惨な状況を想起させるとともに、平和の大切さを訴える力を同時に持つかなというふうに思っております。私たちは、これを後世に残す義務を持つてるというふうに思っておりますので、修繕、保存の調査を先に行つて実施に向けての対応をお願いをして、次の質問に移りたいというふうに思います。

変電所の保存もすごく大事なことのひとつですけれども、そのほかの戦争に関する資料の収集、保存の活用について伺います。

昨年、戦争当時、日立航空機に勤めていた方の空襲に関する日記を拝見させていただきました。空襲の時間や飛行機の種類まで詳細に記載されておまして、1級の資料であるなというふうに思っております。このような貴重な資料が博物館に展示されたのは初めてだというふうに思いますけども、まだまだ知られていない資

料が東大和市の各家庭に埋もれている可能性、もしくは博物館等、図書館等にある可能性があるのではないかと思っております。このような資料こそ、市が積極的に収集、保存をして、時折というんですかね、変電所に、変電所でなくても博物館でもいいんですけども、そういう開示をしながら平和都市宣言をしている平和教育というものを進めていったらいいかなというふうに思っておるんですけども、これらの今現在の収集状況、保存状況の方針というんですかね、状況を教えてください。

○社会教育部長（小保 学君） 昨年行いました戦争の企画展示でございますけれども、そのときには市民の皆様に資料の借用をお願いしまして、6人の方から貴重な資料をお借りして展示をさせていただきました。非常に見に来ていただいた方にも、非常に見たことないとか、いろいろ感想をいただいたところでございます。特に基準といいますか、そういう議員のお話されたような考え方、特段ないですけども、ただやっぱり今後そういう展示をする際には、市民の皆様のお持ちのものをお借りしたり、あるいはまたほかの部署にあるものを発掘というんでしょうかね、そういうこともしながら市民の皆様に見ていただいて、戦争の悲惨さを訴えていきたいと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 展示してるときに、横に各家庭にある、こういった資料があれば、市に御相談くださいとか、あと通常の広報手段である市報やホームページとか、そういったところでも呼びかけることによって、どんどんどんどん失われてしまうものを、これふえることはないわけですから、失われていくことを防止していくということが必要だと思いますので、ぜひその辺、お願いをしたいなというふうに思っております。

また、この活用についてなんですけれども、九州に、長崎に視察に行ったときに、被爆した小学校を視察しました。そのときに、その小学校の平和教育の中で、小学校の子供たちが全員、ここで起こったこと、ということが起こって、その悲惨な状況というのを教育を受けていて、それを市民の方に誰もが話せるというような状況を聞いたときに非常に驚きました。それで、小学校のところの中を見ますと、子供たちの手書きで、この桜はこういうもの、こういうことがあったんだよとか、この建物はこういうことがあったんだよという、子供たちの手づくりのものが各所に掲げられていました。そういった教育という、平和教育という点では、非常に東大和市は恵まれてると言ったらちょっと言い方、ちょっと変かもしれませんが、変電所があるおかげで平和のとうとさを学べる貴重な機会を、こうあるんじゃないかなというふうに思っておるわけです。そういったことを活用しながら平和の教育を行っていくということ、これ教育委員会になると思うので、ちょっと通告をしてないんで御答弁、結構です。もし御答弁いただければいいんですけども、いかがでしょう。

○教育長（真如昌美君） 平和の教育につきましては、最近はいろんなところでいんな施設がありますので、例えば地域に住んでいるそういう方をお願いしてお話をいただいたり、あるいは都心のほうに社会見学に行ったときに、昭和館ですか、ああいったところに行って実物を見たり、あるいはそこで解説を受けたりとかさまざまやっております。今いろんなところで、いんな方がそういった機会を提供するよというふうに逆に働きかけてくださってますので、以前よりはかなり多くの幅広い学びをしてるというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 済みません、御答弁ありがとうございました。

平和教育という点でも、この戦災の資料を収集、保存していくというのは非常に大事だと思っております。また、図書館なども初め、いろんなところがいんなものを収集していると思うんですけども、それを市が

全部統括してちゃんと把握をして、変電所を中心にといいますか、そういったモニュメントがあるわけですから、そういったところを中心に全国に東大和市の「西の原爆ドーム、東の変電所」と、東大和市の市民だけが言っているだけでなく全国的に広まるような、そんな活動をしてほしいなというふうに思います。これは御答弁、結構です。

次の広報について、質問に移らせていただきます。

広報は、これまで何回か質問させていただきましたけども、この広報の数値目標というものは、これはございますでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 広報の数値目標ということでございますが、その広報としての数値目標というものは明確にしているものは現在はありません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうすると、なかなか何をやったら効果があるかという、効果測定がなかなかできないというふうに思うんですけども、例えばですけども、プレスリリースの回数であるとか、記者会見の回数、またメディアで取り上げられた回数などというものを指標とすることは可能だというふうに思っておりますが、これらに関しては、これまで余りにされていなかったのかな。数値的な目標がないということだったので、これらに関して現在どのように把握をされているのか、またしていないのかお聞かせください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） プレスリリースのこれまでの実績ということでございますけれども、プレスリリースに関しましては、過去の経過を若干、御紹介をさせていただきたいと思いますが、昨年度、平成27年度につきましては市から報道機関のほうへ78件ほど情報提供させていただいております。このうち、こちらのほうで把握できている限りでは、18件ほど記事として採用していただいたような経過がございます。その前年度、平成26年度につきましては、同様に68件、情報提供させていただきまして、うち14件ほどが採用されている経過がございます。また、今年度、平成28年度、まだ2カ月ほどということではございますけれども、これまで4月、5月の中で14件ほど情報提供させていただき、うち4件が記事となっているというふうに把握してございます。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 目標値というのは、今のプレスリリース、あるいはいろんな情報を発信していく中で、なかなか数値的なものは難しいなというふうに思います。特にプレスに関しては、先ほど市長答弁にもございましたように、適時的確な情報を情報提供したいということで、今目標ともし持つんであれば、漏れなく情報を提供したいということが目標かなというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今のプレスリリースの数値は、数値目標ですごくいいと思うんですね。やはり26年、27年度と回数がふえると、やっぱりメディアに取り上げられる回数がふえております。今部長もおっしゃったように、漏れなくプレスリリースができればなというふうに思っておりますし、記者会見なども積極的に行っていただいて、露出度を高めることによって、やはり取材されやすくなるというんですかね、どんどんどんどん次の取材、次の取材と続いていくのが広報だと思いますので、そのあたりをよろしくお願いをします。

なかなかケーブルテレビなどでも地域のニュース、多摩のニュースなどをやっている中で、東大和市の話題がなかなか出にくい、出てこないなというふうに見ているわけですね。これはもちろん先方の編集方針とか、それに合ってる、合わないかでなかなか取り上げられないというのは、こちらのほうで左右できるかどうか

からないんですけども、これ先ほど数値目標ってちょっとお話ししましたけども、他市の状況に関しての数値に関して把握してるんでしょうか。例えば、先ほど27年度、78回のうち18回、メディアに取り上げられたという、これ打率というんですかね、これはいい打率なのかどうなのかということをはかるためにも、他市と比べてそれがすぐよければ、そのまま続けていけばよし、よくなければ何か他市と違うところがあると、そこで発見できると思うんですけども、そういう他市の状況というのは把握されているのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 申しわけございません、他市のそういった件数、例えば取り上げられた割合ですとか、そういったところで把握している数値はございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、結構取り上げられ上手というんですかね、情報発信の仕方がうまいのかわからないんですけども、もちろん自治体の大きさ、編集方針などもあると思いますけども、しょっちゅう出てるところもあるので、できればそういった広報から、そういったコツとか、そういったところを学んでいただければなというふうに思います。これは御答弁、結構です。

よく市長等は、記者会見とかケーブルテレビを初めメディアに取り上げられるときに、バックパネル、ありますよね、東大和のバックパネルがあります。これは前、提案させていただいた、前、行政報告書に内部から上がってたんだけど、却下された中で、何でだという話をした記憶があるんですけども、今現在このバックパネルというのは、これは何枚か用意されているのでしょうか、1種類なんのでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 記者会見等で使わせていただくバックパネルにつきましては、1枚、用意ございまして、現実に使用してございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今現在のパネルは、多摩湖が写っているもの、日本女子フルマラソン発祥の地、市の花、ツツジ、市の木、ケヤキ、市のマーク、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」というふうになっています。1枚でなかなか全部というのは難しいので、これはその目的ごとに、例えば先ほどお話しした変電所であるとか、うまべえなども含めて市が宣伝したいものというものを、バージョンというものをつくったらすごくいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） バックパネルにつきましては、今1種類を持ってるところでございまして、情報提供するに当たってバックパネルに必要な部類のことは、今後そのような状況があれば作成というのは考えますが、現時点では余りバックパネル、いろんなものを持ってても、東大和市からの情報発信のものについて、幾つもの項目があっただけかというところもございまして、その場を考えながら今後検討はしてみたいと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） せっかくマスコミに取り上げられる機会があったときに、映像として映るのですごい宣伝材料としてはいいと思うんですよね。もちろん今、挙げたものに関しては全部重要だと思うんですよ。ただ、せっかく先ほど変電所の募金の話も出ましたので、やっぱり変電所がないのもちょっとあれかなと思うので、ほかのものと差しかえるであるとか、そういったことはちょっと検討してほしいなというふうに思っております。効果的にこれを使ってほしいなというふうに思っております。

もし全部取っかえるのが、なかなか費用もかかってという話であれば、この同じ枠のところでも幾つかつくっておいて、そのときにちょっと張るとかということも考えられるのかなと思いますので、そういった項目、検

討していただけたらなというふうに思います。

次の項目に移ります。

ホームページに関して、前に外国語の翻訳機能がうまくいってないことを指摘させていただいたんです。今はもう直っております。また、そのときにカレンダーに掲載されるイベントが少ないということを指摘させていただきましたけども、イベントも結構多く掲載されるようになってきたなと思いますので、評価をさせていただきます。カレンダーの行事に関しては、市主催や実行委員会形式のものも載っているんですけども、これ教育委員会のものも含め、何か市民がもうちょっと欲しいような、欲しいようなというのはおかしいですけども、市報とかに載っているような行事みたいなものは余り載っていないような気がします。これらの掲載基準を教えてください。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ホームページのイベント情報の掲載基準ということでございますけれども、ホームページのイベントの情報の掲載につきましては、各主管課におきまして、ただいまお話をいたしましたように市の主催、あるいは共催、実行委員会形式のイベント、そういったものを中心に御紹介したい情報を掲載させていただいているところでございます。そちらのイベントの情報の中から、広報の担当のほうでまた主なものを抜粋いたしまして、年間のイベントの予定等も掲載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 市報にも市民情報のコーナーのところで、さまざまな活動が掲載されております。個人や団体が活動されております。やはりこれもホームページ等に載せて、市報に載せてるわけですから、別に何ら問題がないと思うので、そのあたりはいかがでしょう、今後は検討していただけますでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ホームページの中におきます、いわゆるイベント情報のところに、市民情報をということでございますけれども、市が主催するイベント等と全く同じ流れで載ってしまうということになりますと、その情報の整理という部分で若干課題があるのかなというふうに考えてございます。また別の取り上げの手法等も、いろいろ場合によっては必要なかもしれません。

一方で、ここでトップページのほうにリンクを張らせていただいておりますけれども、公民館の事業の結果、開設されましたポータルサイトの中でも、市民情報のところが掲載されているというふうに聞いてございますので、そういった部分とリンクを張る中で、市民情報の充実を図っていくことができればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、一元化してるのがいいんですね。この場所に行くと、市内で行われることの全てが見られる状態。先ほど言ったように、今あるカレンダーの中に、なかなか全部入れ込むというのが難しいければ、今御答弁がありましたように、そこからリンクする形でイベント、他のイベント情報はこちら、市民のイベント情報はこちらという形で誘導できるのであれば、一歩前進なのかなというふうに思います。市報だとやっぱり1回見ってしまうと、そのまま過ぎてしまいますけど、捨ててしまったり、どこかへ行ってしまったりって大変なんですけども、ネットだと、まあ私の場合ですけども、常にアクセスすれば見ることが可能なので、市内で行われるたくさんの行事が、ああこんなにあるんだな、それによって時間があいてれば当日行くこともありますし、それによって市民の方がそれを見て交流が進むと考えますので、ぜひその方向で進めてほしいかなというふうに思っております。

フェイスブックやツイッター、東大和スタイル等、大分東大和もITを活用を初めておりますが、それ詳細、



ちょっと尋ねるにはちょっと時間が少ないのでお願いをしたいのですが、私もこれをフォローして、ダウンロードもして楽しみに見ておりますけども、やっぱり情報の発信が少ない、ちょっと少ないかな。これらSNS系の情報発信というのは、なかなかストック型ではなくてフロー型というんですかね、たくさんたくさん出してやっと効果が出るというようなものですので、もちろん同じ情報を何度も何度も発信されるとスパム扱いになってしまうこともあるんですけども、例えばイベントの告知であれば1カ月前、1週間前、前日、当日と、そのぐらいはすることによって集客が図れるのではないかなというふうに思っております。

なかなか市民の方がいろんな手段で市の情報を知りたいと思っても、知る手段というのが市報だったりホームページだったりSNSだったり、さまざまところだと思うんですね。それ全体に情報、そのメディアに合った方法で情報発信をしていってほしいなというふうに要望して、質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

大きな1番として、保育園の待機児童対策について伺います。

東大和市では、5月1日現在、89人もの待機児童がいます。待機児童対策の根本には、認可保育園が決定的に足りないこと、保育士が不足していることの2つの問題があります。この春、大きな話題となった「保育園落ちた」のブログを発端に、待機児童を解消してほしいという声が急速に高まり、政府も緊急対策を発表しましたが、その中身は、規制緩和による詰め込み保育で待機児童の解消を図るものであり、「子どもの健やかな発達を保障する」という保育の役割を果たせないばかりか、子供の安全を脅かすものです。児童福祉法24条には、国と自治体には必要な数だけ保育園を整備する責任があると明記されており、それは新制度の施行後も変わりありません。待機児童の抜本的な解消には、公立を含む認可保育園の増設が不可欠です。

そこで、伺います。

①東大和市の待機児童対策の現状について。

ア、待機児童に対する市の認識は。

イ、待機児童を解消するために、市としてどのような努力を行っているのか。

②今後の待機児童対策について。

ア、認可保育園の必要性について。

イ、今後の待機児童対策について。

ウ、緊急対策について。

大きな2番として、ちょこバスについてお伺いします。

ちょこバスのルート変更、料金値上げから1年が過ぎました。市民からは、さまざまな意見が上がっているかと思いますが、今後のちょこバス運営についての市の認識を伺います。

①市民からどのような意見が上がっているか、意見に対しての市の認識、対応について。

②今後のちょこバスの運営について。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたし

ます。

[3 番 上林真佐恵君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、待機児童対策の現状についてであります。平成28年4月1日現在の待機児童数は7人となっております。市では、今後も保育の受け皿確保に努め、待機児童を解消してまいりたいと考えております。

次に、待機児童を解消するための施策についてであります。当市では既存施設の有効活用を柱に保育の受け皿の拡大を図ってきたところであります。具体的には、既存保育園の建て替えや増築並びに認定こども園の開設等により、待機児童への対応をしてまいりました。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、認可保育園の必要性についてであります。現在市内には公立、私立、合わせて16園の認可保育園が設置されているところであります。市の人口や面積、少子化の状況等を踏まえた上で、現状では新たな認可保育園の増設は考えておりません。

次に、今後の待機児童対策についてであります。待機児童がゼロになるよう保育の受け皿を拡大するために、既存認可保育施設の移転に伴う建て替えなどのほか、小規模保育事業や家庭的福祉員を活用してまいりたいと考えております。

次に、待機児童に対する緊急対策についてであります。保育の受け皿を拡大するために小規模保育事業は有効な事業であると考えているところであります。

次に、ちよこバスについて寄せられている意見についてであります。市民の皆様からは、これまでにルートや運賃に関する事など、さまざまな御意見をいただいておりますが、市役所でのバスの停車時間を短縮してほしいという御意見が特に多いものと認識しております。

次に、今後のちよこバスの運営についてであります。ちよこバスは公共交通空白地域の解消や、超高齢社会に必要とされる移手段の確保などに寄与する公共交通でありますことから、将来にわたり持続可能なものとしていく必要があります。このため、これからも多くの皆様に御利用いただけるよう、利便性を向上させる取り組みを行い、安定した運営をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは1の①、イ、待機児童を解消するために市が行っている施策につきまして御説明いたします。

当市では、既存施設の有効活用を柱に保育の受け皿の拡大を図ってきたところでございます。ここ3年間では、平成26年度には東大和保育園の建て替え並びに玉川上水保育園の新設、平成27年度にはのぞみ保育園、旧のテマリ保育園でございますが、その建て替え、紫水保育園の増築、のぞみ保育園分園の整備、谷里保育園の増築、こども学園の認定こども園の移行並びに保育ママの開設、平成28年度は大和富士幼稚園の認定こども園の移行、並びに東大和早樹保育園の小規模保育への移行により、保育の受け皿の拡大に努めてきたところでございます。これによりまして平成28年4月1日現在の保育の受け皿、受け入れ枠でございますが、2,183名となりまして、3年前の平成25年4月1日現在の1,768人に比較して415人、23.5%、多くなっております。また、保育の受け皿の拡大を進めるために、玉川上水駅の近くに低年齢待機児童解消に寄与すると

思われます小規模保育事業を新たに実施するための補正予算を、先日の本定例会初日に御承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、待機児童に対する市の認識ということでお伺いしたいと思います。

先ほどの御答弁では、4月1日現在の待機児童数7名ということだったんですけれども、今回この一般質問の通告を提出するに当たって、保育課長に5月1日現在の待機児童数を確認させていただいたんですけれども、保育園の申し込みをしたのにもかかわらず預けることができていないお子さんの数ということで、89人ということであつたんですけれども、これはいわゆる旧基準での人数ということでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 5月1日時点の旧基準に相当する人数だと考えております。具体的には、認可の保育施設に申し込みをされたものの入れていない方の人数でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

旧基準での待機児童が89人であつたということで、ではこの旧基準等で、現在使っている新基準について、改めてそれぞれの定義を確認させていただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童の数え方なんですけど、今現在は国、東京都のほうから、ここでは新基準と申し上げます。そちらしか報告を求められておりません。それについては7名ということなんですけど、ただその計算過程で以前の旧基準と言われる待機児童数のカウントの仕方ができます。それにつきましては、4月現在で、4月1日で78でしたけれども、その人数から認証保育所を利用されてる方、7名、単独保育施策としてカウントされる方が1名、希望施設が1園のみの方等、ほかに空きのある保育施設があるにもかかわらず、そちらは選ばないという方が57名、それから育児休業中の方が6名というのを引きます。そして、引いた残りの7名が、以上どれにも当てはまらず、どちらの保育施設も利用できない方ということで、待機児童7名ということでカウントしてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 4月1日時点では78名、旧基準でいらっしゃって、その中で認証保育所を利用してる方が7名、単独保育施設を利用してる方が1名ということですので、合わせてこの8名の方は、とりあえず希望、認証保育所を利用してるということですので、園に預けながら希望の園に空きが出るのを待ってる状態という認識で間違いないでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今言われたとおりでございます。8名の方については、お待ちいただいております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 続いての確認なんですけれども、ほかに空きがある保育園に入園が可能な方ということで57名、育児休業中の方が6名で、合わせて63名の方なんですけれども、この方々は現在まだどこにも預けられず待機しているという認識で間違いないでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 63名の方々については、現在追跡調査できておりませんので、なかなかわからないところです。ちょっと少なくとも2名の方については、もう入れてるという方で考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） この63名の方、今2名、入られて、61名の方々は、定義でいえば今、待機児童ではないということなんですけれども、ぜひ追跡調査をしていただいて、対応していただきたいと思うんですが、市内に空きがある園に入園が可能なのに、そこに入らず、希望の園の空きを待っている方が57名いらっしゃるということなんですけれども、その方たちがなぜ市が入園可能とする園に入らないのか、その理由を把握しておられましたら教えていただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 特に、なかなか全部追跡調査は、これから保育コンシェルジュがしてくれると思いますので、これからなんですけれども、11名の方がいらっしゃるんですけど、その方は1園のみしか書いていらっしゃるんですね。その辺について確認してもらってるんですけども、御近所の近くの保育園を特に御希望ということで、ここがいいということで、玉川上水保育園とかですね、その辺に希望されてる方が多いような感じで考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうですね。やっぱり自宅から近いというのは、保育園を選ぶに当たってかなり重要なポイントであるかと思います。日経DUALという、御存じだと思うんですけども、共働きのパパ・ママのための情報サイトがあるんですけども、こちらが昨年調査した保活体験アンケートというものによれば、お子さんを認可保育園に入園させようとしたときに最も重視していた要因はという項目で、断トツ1位だったのは家からの距離ということで78%の方が、それに答えていたそうです。毎朝、毎晩通うとなると、やはり家からの近さが最も大切なポイントになるようですというふうに編集部のコメントがあったんですけども、逆に言えば家から遠い保育園に通うということが、いかに大変であるかということだと思います。

先ほど御答弁で、ほかに空きがある保育園に入園が可能な方が57名いらっしゃるということで、これらの方々については待機児童としてはカウントしていないということなんですけれども、私はやはりこういう方々も待機児童としてカウントするべきだと思っています。空きがある保育園に入園可能なのに待機しているというふうに聞くと、何となく保護者のわがままのように聞こえてしまうんですけども、実際本当に毎朝、毎晩、自宅から離れた園に通わなくてはいけないということがどれほど大変か、ちょっと想像してみたいと思います。自分1人で職場に行くのと違って、小さいお子さんと保育園、荷物もたくさんありますから、例えば桜が丘あたりに住んでる方が狭山のほうまで新青梅を越えて自転車で通うというのは、雨の日や風の強い日もありますし、なかなか現実的ではないと思います。やむなく車を使って、園に送って、駅には車はとめられないですから一旦家に戻って、車を置いて駅までまた行って通勤しなくてはならないとか、そういう場合もあると思います。車で預けてから、一度家に帰って通勤となれば、それだけで30分から40分ぐらい余計に時間もかかりますし、それが送迎する保護者の負担になることはもちろんですけども、小さいお子さんを早く起こさなきゃいけなくなるとか、お子さんに対しても大きな負担を強いることになると思います。通勤時間が延びるということは、その分、お子さんを長時間預けることになるか、もしくは仕事を削るということになりますから、それでなくても小さいお子さんを保育園に預けながら働いている保護者というのは、休みがちになったり時短を使ったりということで、昇給や昇進に不利になってしまっているという実態もありますので、まさにその後の人生を左右しかねない問題だと思います。これも車があればの話で、今の若い方は車を持ってない方もふえてますから、そういう車がなければ実際問題、通えないということだと思います。市は入園可能と

いうふうにしてるわけですが、実際は通いたくても通えないというそれぞれの事情があると思いますので、だからこそこの方たちが希望の園に空きが出るのを、本当に祈るような気持ちで待ってられるのだと思うんですけれども、こういった保護者の方々の気持ちをどういうふうに考えておられるのか、教えていただけますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども説明の中で、いろいろ受け入れ枠は非常にふやしてきたところでございます。今3年間の数字で申し上げましたけれども、平成22年から平成28年度におきましては、かなりの数字で受け入れ枠を伸ばしてきたつもりでございます。そんな中で、非常に低年齢児が入れないということで、6年間で低年齢児、特に1歳児は1.5倍、200人ぐらいだとか320人ぐらいまで定員をふやしたところですが、それでもなかなか待機児解消にはならないというところがございます。その中で、ことしの4月を見ましても、やはり空き人数というのが150人ぐらい、待ってる方が78名ですので、その倍ぐらいの空きはございますので、その空き人数と希望されてる方の年齢区分が、ミスマッチがあるのかなというふうに思っておりますので、これは年齢区分の変更というのは、面積とか保育士の配置とかで容易にはできないんですけども、やはりその辺は工夫をして、上のほうの年齢の分を下に持っていくとか、そのような工夫をしていただいて、さらに低年齢児をふやしていければ需要にかなうのかなというふうに思っているところでございます。

それから、先ほど今年度中に玉川上水駅の近所で小規模保育事業が開始、年度途中でできると開始できると思うんですけれども、そうなりますと現在の予定では1歳児と2歳児を受け入れるという予定でございますので、現在お待ちになってる方が、非常に桜が丘地域の方が多いと思いますので、そちらのほうを希望されるとすぐにでも埋まるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市のほうでも努力されて、受け入れ枠をふやしているというのは、私も認識してるんですけれども、ミスマッチという問題もあるんですけれども、やっぱりカウント方法ということで今、以前は単純に認可保育園に入れなかった方を待機児童としてカウントしてたけれども、新制度になってからはいろいろ認証保育園などに入ってる方ですとか、先ほどから申し上げてますけど、希望の園を待ってる方とか育休延長した方などをカウントしなくてもよいということになったということだと思うんですけれども、やっぱりそういう方々をちゃんとカウントして実態をつかむということが大切だと思います。育休中で入園の申し込みをした方というのは、入園できなかつたら復帰できないという方たちですから、こういう方たちについてもカウントするべきではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今、育休を延長された方ということ、お話がありましたけれども、実は窓口でこういうことがございます。窓口で受け付けるんですけども、入れない園を教えろと、第1希望、1つだけしか書かないと。私、実は保育、育休を延長したいんだということで、入れちゃ困るのということのお客様もかなり、何人かいらっしゃいます。そういう方がいらっしゃいますので、人気があるところはここですよというところを窓口でお伝えしたりして、ただそれについては何とも私どもは申し上げませんということが、実は実情として職員の窓口担当では聞いておるようでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん育休延長したいという方も、中にはいらっしゃると思うんですね。お子さんと過ごしてる間に、もうちょっとお子さんと過ごしたくなつたなという、そういう気持ちすごくわかります。そういう方ももちろんいらっしゃるというのはわかるんですけれども、つい先日、東大和市は待機児童がほと

んどいないからという、昨年4名でしたか、いないということで、東大和市なら保育園に預けられるのではないかと引越してきたはいいいんですが、希望する認可保育園に入れなくて、やむなく育休延長して空きを待っているという、そういう方のお話を聞く機会があったんですけども、そういう方も今のカウント法では待機児童に入らないわけです。市内に、先ほども言いましたけれども、空きがあるという、空きはあるんですけども、実際問題そこには通えないということで、やっぱりその方も空きがある保育園に行くとなれば、車で1回、園に送って、1回、家に帰ってというお話をしてましたので、これを毎日やるということがどれだけ大変で、どれだけお子さんに負担を強いることになるのかということ、やっぱり考えてみてほしいと思います。その方は、結局、空きがある保育園には通えない、入るのは難しいということなので、希望の保育園の空きが出るのを待っているとおっしゃってましたけれども、育休もいつまでも使えるわけではないので、育休が切れるまでに希望の園に空きが出なければ、退職ということも考えざるを得ないということをおっしゃってました。この方、いろいろ国家資格も持っているということで、非常に有能な方だと思ったんですけども、仕事に対してもすごく、御自分の仕事に対してすごく高い意識を持って将来の計画なんかもいろいろ考えて、キャリアのことを考えていろいろやってらっしゃるなという方だったんですけども、やっぱり通えるところの保育園に入れなかったために、退職を考えざるを得ないということまで追い詰められているわけです。こういう事例を市は、今育休、延ばしたい方もいるという御答弁でしたけれども、こういう方を待機児童としてカウントせずに実情に合っていると云えるのか、その点、認識を教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今待機児童というのは、報道とかでされるのは新基準だと思っております。新基準というのも、「新」と言っても、もう15年前から新基準というのはできました。2001年ですから、平成13年から国のほうは新定義ということで、新定義で待機児童はカウントしてよというようなところでございまして、15年間の間にはいろいろな、例えば認可保育園以外でも入園してる方は待機児童から外すとか、その辺の変更はあったということでございますけれども、昨年、平成27年度から始まった新制度では、認可保育園ではなくて新制度にのった認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園、保育ママ等々で、こちらのほう全てが保育施設ということで、こちらのほうに入った方はもう待機児ではないよというふうなところがございまして。この数え方につきましては国が決めてるんですけども、全国统一ではないというところがよく新聞報道とかされておって、その基準に皆さんが従っていただくと、同じレベルで比較ができるんじゃないかなというふうな報道もよくされてるところでございまして。当市は独自判断で今してるようなものはございませぬし、変更しようとは考えておりませぬ。他市も従っていただければというふうな思ってるところでございまして。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 国のほうが基準、定義を変えてきてるというのは、もちろん私も認識しておりますし、国の基準に対しては全国で、自治体によって統一されてないということで、それが本当は合えば全国でどれだけ待機児童がいて、どれだけ保育園整備しなきゃいけないのかということもわかりますので、それが一番いいとは思いますが、当市でも本当に待機児童、私は先ほども申し上げてますけれども、育休中の方ですとか、旧基準で待機児をカウントするべきだというふうな思ってますので、ぜひ他市でも、例えば世田谷区なんかで、前も紹介しましたが、自宅で休職中の方とか育休延長された方も待機児童としてカウントして、実情に合った数を把握しようというふうにしてほしいと思います。

最近のニュースですと、岡山市でもこの春、カウント方法を変更して特定の保育園を希望する方のうち、これまで対象にしてなかったようなんですが、市が第3希望まで利用調整をしたけど、入園できなかった方など

を待機児童としてカウントすることにしたというニュースでした。このため岡山市では、結局、待機児童数としては一気に5倍にふえてしまったということなんですけれども、市長さんは記者会見で、これまでの待機児童の基準、新基準、この新制度からの基準だと思うんですけれども、市民の実生活やニーズとかけ離れたものだったと言わざるを得ないというふうにおっしゃってまして、変更に至った経緯についても岡山市の担当者は、内部で協議した結果、これまでのカウント方法は実態にそぐわないというふうに判断していたとお話しています。

本気で待機児童をなくすためには、まずは実情に合った人数を把握するということが大切だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたが、待機児童として公表するものにつきましては新基準でございますので、その新基準というのが待機児童というふうに思っておりますので、我々は待機児童ゼロを目指しているところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） 午前中に引き続きまして、質問させていただきます。

カウント方法について、いろいろ質問しているんですけれども、これは実際に待機児童としてカウントされないけれども、実際困っている方がいるわけですので、そういう方たちを本当に何とかしてほしいという気持ちで、そういう趣旨で質問してるということを、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。

先ほど来、申し上げてますけれども、国の定義が変わって公表する待機児童数というのは大幅に少なく見せるということが可能になったと思うんですけれども、一方で希望する認可保育園に入れなかった児童を、保留児童という形でカウントして公表するという自治体もふえていて聞いています。名古屋市ですとか横浜市などでやってることなんですけれども、いずれもこの保留児童として数を公表することで、市民のニーズを把握してきめ細かく対応するためだということと説明されています。厚生労働省も、隠れ待機児童として昨年4月の時点で全国で約6万人、5万9,383人に上るということを公表していますし、当市でも認可保育園を待ってる方の数というのをきちんと公表していく必要があると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども答弁申し上げましたが、市で公に公表しているのは新基準の――例えば今年度であれば4月については7名というところと、もう1回出せるのは10月にまた調査がございますので、そのとき何人というところでございまして、公にはその2回というふうに我々は思っているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） さっきも言ったんですけど、ほかから転居をしてきて、入れるかと思ったら入れないという方もいらっしゃるということですので、やっぱり保護者のニーズをしっかりと把握していくということを、ぜひしていただきたいと思います。

コンシェルジュの方を4月から配置するということですので、ぜひこのコンシェルジュの方と、もちろんそういう方々に対しても相談に乗っていただけるというふうに思うんですけども、もちろん一人一人の保護者の方に対して一生懸命アドバイスはしていただけるって思うんですけども、自宅からの距離ですとかどうにもならない問題というのもあると思いますので、抜本的な、みんな保育園に入りたいという方を入れるということで、ぜひ考えていただきたいと思います。

そもそも児童福祉法24条において、国と自治体には保育を必要とする児童に保育を実施する責任があるというふうに明記されているわけなので、本来は7名であっても待機児童という存在があること自体が問題だと思いますし、きのうの他の議員に対する御答弁でも、きょうの御答弁でも、受け入れの枠をふやして待機児童をゼロにするということを目指すということでしたので、続いてこの質問に移らせていただきますが、市としても努力されているということは私も十分に認識しているんですけども、やっぱり希望する方の数に対して枠が足りないという、保育園の整備が追いついていないということが現状だと思います。

厚生労働省が平成27年4月1日に発表した「保育所等関連状況取りまとめ」というものによれば、全国の待機児童数も2万3,167人というふうに5年ぶりに増加しています。プラスして、先ほども申し上げましたけど、隠れ待機児童と呼ばれる児童が6万人弱、さらに最初から入園申し込みをしていないという潜在的な待機児童と呼ばれている児童も、全国で100万人とも300万人とも言われています。もちろん希望者に対して、保育園の数が足りないということと同時に、働き方を変えていくということも必要だとは思っています。子育て中の保護者が育休や時短制度を利用しても、昇給とか昇進に影響が出ないような法規制を国のほうで行うとか、男女どちらが育休をとっても十分に生活できる給与を保障していくとか、そういったことは政治の責任で行っていくということも、同時にしていく必要があるというのは思うんですけども、いずれにしても現時点では、まだ認可保育園の数が私は当市においても足りないと思っていますので、きちんと整備をするべきだと思いますし、そのためにはどういう方が市内で待ってらっしゃるのかということ、実情に沿った形でしっかりと認識していただきたいなというふうに思います。

続きまして、既存施設の有効活用を柱に保育施設の受け入れ枠の拡大を図っておられるという答弁だったんですけども、また10月には新しく小規模保育所を開設するということなんですけれども、認可保育園ではなくて小規模保育、家庭的保育を保育の受け皿にする理由ですかね、理由を、きのうも部長が御答弁されてたかと思うんですけども、もう一度確認させていただけますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 認可保育園につきましては、今後の少子化を勘案しますと、今の16園の保育園でも淘汰される保育園とか、それから事業を縮小しなければならないだろうということは、私立保育園、民間保育園の園長会などでも昨年あたりから聞いておりまして、実際にもう計画は立てている保育園もあるかと思っています。そんな中で、やはりこれから新たな民間保育園を設置してしまいますと、淘汰される保育園が出てくるのが早くなるというふうには思っているところでございます。

そんな中で、やはり小規模保育というのは、投資もしやすいし、また撤退もしやすいというところと、それから施設整備費に非常に国は厚く充てていただいております。そんなこともございまして、それから家賃補助が非常にあるというところでもございまして、事業者にとりましては本当に、通常でありますと家賃というのは、お子さんが保育園に入ってるに見合って、給付費、前でいう支弁費ですね、それが入ってくるんですけども、その給付費の中にも家賃、相当高いところは別といたしまして、通常であればとんとか、そこぐらいまでの家賃補助もその給付費の中に入ってくるというところで、参入しやすいのかなというふうに思っているところで



ございます。

それから、おとといの初日の中で答弁さしていただきましたけども、小規模保育の場合には、やはり3歳で卒園しなければなりません。規制緩和で3歳までもいいよなんていうところも出てきたようですが、当市におきましては0、1、2までの保育施設でございますので、3歳になったらどっかに行かなければならない。それを当てもないのに開設されてしまいますと、また3歳児のときに待機となってしまふ、またそこで保活をしていただかなければならないというところを避けるために、やはり連携保育施設ですね、3歳になったら受け入れしてるところを見つけてきてくれというところを事業者には求めてるところでございます。そうしますと、やはりその中で、3歳以上ですと面積、それから保育士の配置要件も非常に低年齢児に比べますと広いといひますか、面積も少ない、それから保育士の配置も少ないというところでございますので、割と対応しやすいのかなと思うところでございます。それから、その受け入れる連携施設が大きな法人であるとも園が持つてる。それから、その近所のところで、違う法人であっても、その連携が、協議が調えば、例えば小規模保育所は19名までの定員ですので、年齢でいくと2歳児はマックス7名ぐらいなのかなと思うんですけど、その7名の行き先を分散してでも受け入れ先ができるよということであれば、広がっていくんじゃないかなということでございますので、今保育所の開設等の問い合わせがあった場合には、ここで結構あるんですけども、認可保育園については一切うちのほうは認めないよというところでございますけども、小規模保育につきましては相談に乗るといようなスタンスで対応してるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

もちろん小規模保育所というのも、悪いと言ってるわけではなくて、今御答弁いただいたようにたくさんメリットというのはあると思います。赤ちゃんのうちは、少人数の小ぢんまりとした空間で預かってほしいという保護者の方も当然いらっしゃると思いますし、もちろん保護者のニーズという形でも、いろいろメリットはあると思うんですけども、ただ御答弁にもありましたけれども、やっぱりちょっと基準のところで、私はそこが問題なんじゃないかなと思ってます。今、小規模保育の基準のお話、ちょっと御答弁ありましたけれども、A型からC型まで3種類、形があると思うんですが、それぞれ基準が違うと思うんですけども、この3種類の基準の違いというのをちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 小規模保育のA・B・C型、3つありますけれど、それぞれの基準の違いでございます。A型は認可に必要な保育に従事する全職員が保育士の資格を有すること、B型が認可に必要な保育士に従事する職員のうち2分の1以上が保育士を有すること、C型は認可に必要な保育に従事する職員全てが、家庭的保育者ですね、こちらの方になっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

A型、B型、C型では、同じ小規模保育所って言っても、基準には差があるということだと思いますが、現在市内にはA型、B型、C型、それぞれの施設が幾つあるのかも教えていただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内には今度、現在、A型は1園でございますが、10月開園の新園はA型の予定でございます。ですので、合計でA型が2園になります。B型、C型は当市にはございません。

なお、先ほど申し上げましたけれど、A型につきましては先日の条例改正で御承認いただいたとおり、一部緩和させていただいております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市内の小規模保育所については、全てA型ということなんですけど、今御答弁ありましたけれども、こちら基準が緩和されて、先日、討論の中でも述べさせていただいたんですけども、保育園の基準というのは子供の安全と命に直結してるということもわかってますし、特にゼロ歳から2歳までの乳児を保育する場ですので、小規模保育はそういう場ですので、より高い専門性というのが保育士には求められると思います。この基準の違いというのが、多くの保護者が認可保育園を希望する理由の一つでもあるかと私は思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） ここで小規模保育事業ですね、市の条例を変えまして配置基準を緩和したというところがございますけども、非常に小さな保育所でございますので、通常は大体みんなワンルームでやるというところがございますので、その中に仕切りがあっても多少、ブラインドのパーテーションぐらいで仕切るのかなというところで、区切られた空間ではないようでございますので、その中で保育士が目を行き届かすことはできるかと思えます。かつ、認可保育園より、その配置基準プラス1というのも求められてますので、その辺が、その辺は国のほうも、やはり大きなところだとスケールメリットというものがあって、そういうフリーの保育士とかが配置できるんでしょうけども、その辺もやはり勘案して、安全の確保のためにプラス1というところは外してないと思えますので、それについては当市におきましても同様でございますので、その辺で安全性は確保されてるというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 今ワンルームって聞いて、ゼロ歳の子と2歳の子ってかなり動きとか違ってきますので、それはそれでちょっと新たな心配だなっていうふうに思っちゃったんですけども、基準のほかにもいろいろやっぱり認可保育園と比べて違いがあるのかなというふうに思うんですけども、市内の小規模保育所、家庭的保育のところについて、給食ですとかお散歩とか園庭の状況ですとか保育料について、具体的に教えていただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 給食の状況とか、その辺のお尋ねをいただきました。

最初に給食についてでございますが、現在、小規模保育事業を実施している東大和市早樹保育園でございますが、こちらにつきましては自園調理を行っております。また、家庭的保育の保育ママ、2つの施設でやっていただいておりますが、こちら連携施設であるのぞみ保育園から毎日配達されておりますので、認可保育園でないためお弁当持参とか、そういうことはございません。給食でやっております。

引き続きまして、散歩につきましてですが、小規模保育、家庭的保育、認可保育園のいずれも、通常午前中に散歩を行っております。どちらも散歩しております。

園庭につきまして、御説明いたします。小規模保育や家庭的保育では、ゼロ・1歳につきましては要件とされておられません。2歳については、1人当たり3.3平米以上必要となりますが、近隣の公園を代替園庭とすることができます。東大和早樹保育園につきましては、公園等に散歩に行かれてるようでございます。また、家庭的保育ですね、保育ママさんにつきましても、公園等に散歩に行くほかに、こちらの連携施設でありますのぞみ保育園、こちらと協定を結んでおりますので、そちらの園庭にも出かけていると聞いております。

最後に保育料でございますが、小規模保育、家庭的保育、認可保育園のいずれも、新制度の保育施設の類型の一つでありますので、保育料は各保護者の所得状況によることとなります。小規模保育とか家庭的保育が認可保育園より保育料が高いとか、そういうことはございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育料については、市の認可施設ということですので、同じということで安心しました。

給食についても、当市の場合は連携がしっかりあるということですので、その場合、その点についても保護者の負担は大分軽いのかなというふうに思います。

小規模保育や家庭的保育の一般的にデメリットと言われている3歳でもう1回、保活をしなくてはならないという問題に対しても、当市の場合は必ず連携の認可保育園に入れるということを条件にされているということですので、その点、本当に保護者にとっても、お子さんにとっても安心できることだと思いますので、これは本当に高く評価しています。市のほうで、そういうふうに努力されているんだなというふうに思っております。

ただ、園庭については、ゼロ歳だったらまだはいはいしている月齢ですから、ベランダでひなたぼっこしたり、お散歩に行ったりということでも十分かとは思いますが、1歳過ぎて歩き出すようになりますと、かなり動きも激しくなりますので、やっぱり保護者としては園庭のある保育園で思い切り運動させてあげたいということはあるのかなというふうに思います。お散歩も、なかなか1歳過ぎると自己主張も激しくなりますし、大人の言うことも余り聞かなくなってきたり、自由に自在にみんな動き回っていますので、職員の方もなかなか毎日お散歩に連れていくというのも、かなり大変な御苦労あるのではないかと思います。

ここで、②のアの認可保育園の必要性についてというところに移りたいと思うのですが、保護者のニーズ、保護者が希望している施設というものについて、市の認識を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保護者のニーズについてでございますが、保育の入園選考会議というのを毎月やっておりますが、そちらの状況を見てみますと、施設の種類というよりも地域性によるニーズの違いのほうが現在大きいと考えております。人口の重心からも、やっぱり市の南部での保育ニーズがどうしても高いということですので、今後は市の南部の保育事業にどう応えていくかが、こちらが課題だと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん地域性ということもあるというふうには思うのですが、平成25年の10月に当市が実施した「東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書」というのがありまして、これについては以前も質問の際に引用させていただいたのですが、こちらを見ても認可保育園を希望する方というのは55.4%ということで最も高い数字になっております。最近の調査でも、例えば先ほど御紹介した日経DUALが、昨年の2015年に調査したアンケートによれば、約9割の保護者が認可保育園を希望しているという結果も出ています。先ほどから申し上げてますが、当市でも57の方が希望の認可保育園に入れず待機しているということを考えれば、私はやっぱり認可保育園って必要になってくるというふうに思います。きのう来、御答弁でも認可保育園をつくる計画はないというふうにおっしゃっていたわけですが、その必要性という点では、いろいろ事情があつてつけないということだと思いますが、その必要性という点についてどういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 認可の必要性というのは、重々認識しておるところでございます。ですから、先ほどちょっと申し上げましたが、今後、少子化が見込まれるという中で、今の16園の保育園の体制を堅持していくということが肝要なのかなと思っております。人口推計って非常に難しいんですけれども、何度かここでやったりも、やり返したりもしてはいるんですけども、5年前、23年8月の実施計画で

つくったときの人口推計で28年の4月を見ると、南部地域、桜が丘地域での子育て世代の流入が非常に多かったというところで、この3年間ぐらいは出生数は微増ですけども、右肩上がりというところがございます、5年前の推計の数字と、ことしの4月1日の子供の数を比べますと、誤差0.3%ぐらい、4,600前後で20人ぐらいいしかわなかったというところもございますので、やはり10年後ぐらいには、その当時の5年前の人口推計ですと、その平成37年後ぐらいには子供は7%ぐらい減って、今より300人ぐらい減ってしまうのかなというような推計が出ておりますけども、今やはり当市が持続して継続していくために、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指している中で、やはり減少の傾向をとめる施策を、やはりいろいろ打っていくところの中で、やはり民間の保育園に認可保育園をお願いしているところが16分の15園ございますので、そちらの方々とも、やはり今後どのようにしていけばいいのかということ、毎月の保育園長会に私もできる限り、ほとんど顔を出しておりますので、その辺は議論していきたいなというふうに思っているところがございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 少子化のことで御答弁ありましたけれども、日本一子育てしやすいまちということでも御答弁ありまして、せっかくそういうもの——素晴らしいことだと思います。そういうことを目指すということですから、今御答弁にもありましたけれども、少子化を克服するような、そういう施策をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

ここで1 more Baby応援団という一般財団法人が行ったネット調査の結果について御紹介したいんですけども、これ森まさこ元少子化担当大臣が理事長を務める団体ということなんですけれども、ここで一人っ子のお子さんを育てている20代から40代の方の6割が、保活がなければもう1人子供を持ちたいと考えているということがわかったそうです。希望の保育園に入るといのが余りにも大変なために、2人目の出産をためらってしまうということだと思います。「第2子の壁」という言葉も聞きますけれども、保活が2人目を産むことを諦めてしまう大きな要因になってしまっているということが、わかる調査なのかなというふうに思いました。

この同じ団体が行った別の調査では、春に話題になった「保育園落ちた」というブログに対しても、共感するというふうに答えた方が7割にも上るという結果も出ています。私もブログを読みまして、かなり過激で乱暴な言葉で書いてあったので、嫌悪感を持たれた方もいっぱいいらっしゃるのではというぐらい、すごい言葉遣いだったので、そう思ったんですけども、それでも7割の方がやっぱり共感するということは、本当に保活で苦しい思いをしている方が、いかに多いかということだと思います。

先ほど御紹介した育休延長をされた方も、今この市内の通える保育園に入れられないという状況の中で、とても2人目は考えられないというふうにおっしゃってましたし、ぜひ日本一子育てしやすいまちを目指すのであれば、市内で子育てをしている方の満足度を高めていく、このまちで2人目を産みたいというふうに、2人目、3人目を産みたいと思えるようにしてほしいと思います。

また、先ほどの当市が行ったアンケート調査に戻るんですけども、こちらでも満足度と今後の子育ての動向という項目で、認可保育園ってすごく満足度が高くて、満足度5、満足度4という方が比較的多く、さらに今後の子育ての動向というのを見ますと、満足度の高い方は今後も東大和市で子供を産み育てたいというふうに回答する割合が高い状況にありますというふうに、これはアンケートに総括として書かれています。東大和市でも継続的に住んでいくには、子育て施策というのが重要になりますが、満足度を高めると東大和市に住み続ける方が多くなることがあらわれていますというふうにも書かれています。潜在的なニーズの高さですとか、

現在、先ほどから申し上げてます57人の方、たくさんいらっしゃるということを考えれば、やはりせつかく市内に16園、保護者の満足度も高い認可保育園があるので、これをさらに発展させていけば当市で子育てしたいという方もふえていくと思いますので、これは強く要望いたしまして、次のイに移りたいと思います。

私は、やっぱり公立を含む認可保育園を基本に保育園の整備を進めていく必要があるというふうに思っていますが、今後の待機児童対策として市が今具体的に計画していることは何かあるのでしょうか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 今後の待機児童対策として市が計画していることですが、先日から御答弁させていただいておりますが、保育の受け入れ枠拡大につきましては既存の認可保育施設の移転に伴う建て替え、そのほか小規模保育事業とか家庭的保育事業を活用してまいりたいと考えておりますが、現在具体的にここで申し上げるような計画はございません。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 公立保育園については、2004年に公立保育園の運営費が一般財源化されたということで、自治体が公立保育園を運営していくのが財政的に厳しくなったということも理由の一つに挙げられると思うんですが、保育園を整備するに当たって、私はもう自治体だけの努力ではどうにもならないところに来てるというふうにも思っています。

以前にも御紹介したかもしれないんですけども、日本は他のOECD加盟国に比べて、教育費にける公的支出が6年連続最下位ということで、昨年については未就学児への支出を抜いた金額での比較ということなんですけれども、いずれにしても低い水準にあるわけですから、保育園を整備するために必要な財源措置を国に対しても要望していく必要があるかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 新制度が昨年、平成27年4月から始まりまして、今まで保育施設という認可保育施設を指したかと思うんですけど、その中に家庭的、地域型の保育施設というところも、保育施設の一施設として入ってきたところがございます、その中で給付費というのも年齢と人数にもよって違うんですけども、国、東京都、市、それから保護者負担というところで認可保育園と同じような財源充当がされたというところがございます。やはりそういうところを見ますと、国のほうもやはり認可保育園以外のところも保育施設として位置づけたわけですから、それなりの給付費、昔の支弁をする支弁費というやつですね、それが給付をされてきたということがございまして、認可保育園以外の保育施設も、それによりまして安定的な運営ができていのかというところだと思います。

その中で、施設整備費につきましては、増築とか改築というのは以前から余り当てにできるような大きなものはなかったんですけども、やはり建て替え、建て替えの前でも新設ですよね、ほかでその場でやる場合もあるかと思いますが、なかなかないんで、場所を変える場合ですけども、それはやはり待機児童解消に帰するというのであれば、従前よりも手厚く国のほうが手当をしていただけているというのが続いているようですので、その場合には市の一財負担も少ない、それから法人の負担も少ないというところがございますので、その増額で国が補助をし続けている間に、建て替えとかやれば、法人にとっても、市にとっても有利なのかというふうには見込んでるところでございます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** そういういろいろ給付があるということですが、土地の問題なんかも、やっぱり市だけではどうにもならないようなこともあると思いますので、そういうことも含めて国に対して、ぜひ要望を上げていただきたいなというふうに思います。

最後の緊急対策についてなんですが、今現在、待機児童となっている児童への緊急対策というのも行うべきではないかと思うんですけども、何か具体的な対策というのはあるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 緊急対策でございます。現在、保育施設に入園できない方々につきましては、できるだけ窓口等で個別に御相談に乗らせていただきまして、それぞれ保護者の事情があるかとは存じますが、希望保育園をふやしていただく等の御提案をさせていただきたいと考えております。また、今回、予算を御承認いただいた小規模保育事業の開設情報をですね、時期が来ましたら提供させていただきたいと存じます。また、一方で保育の受け入れ枠を拡大するためにも、既存の保育園の移転による建て替えとか、小規模保育事業活用、こちらを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 本日に保活って死活問題ですので、ぜひそれぞれの保護者の希望に応えることができるようにお願いしたいと思います。

基準を守った上で、緊急な預け入れ先を確保することができないかなということも考えたんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 現在、東京都の認可の基準よりも、当市においては厳しくさせていただいております。上乘せをさせていただいておりますが、それを緩和するようなことをすれば、受け入れ定員をふやすこともできるかと思いますが、現在はそのようなことは考えてございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） せっかく上乘せしていただいている基準なわけですから、それを緩和するという事は、やっぱりするべきではないと思いますので、緊急対策が必要になることのないように、計画的に認可保育園を軸とした整備を進めてほしいということを強く要望したいと思います。

保護者は、預けられればどこでもいいと思ってるわけではないと思います。保活で追い詰められて、本当にどこにも預け先がないってなってくると、本当どこでもいいやって思うことも、私も経験あるんですけども、でもやっぱり子供の発達ですとか健全な育ちというものを保障される園で、安心して預けて、預けられるところに預けたい、そういうところじゃなくちゃだめだというふうにみんな思ってると思いますので、こういった保護者の声に真正面から応えてこそ、日本一子育てしやすいまちになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、いま一度実態に合った待機児童の把握と、あと必要な認可保育園の整備を進めていくということを強く要望いたしまして、この項目に対しては質問を終わらせていただきます。

続きまして、ちょこバスについてですが、きのうも他の議員からいろいろ質問ありまして、議論になってましたので、ちょっと別の角度から質問させていただきたいと思うんですが、昨年12月に行われた公開講座、私も出席させていただきまして、市民の皆さんからさまざまな意見が出ていたのを聞いていたんですが、市はこういう市民の皆さんの意見をどんなふうに整理して、ちょこバスの運営に反映していこうとしているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 昨年12月にちょこバスをテーマといたしました出前講座を、中央公民館ホールで行っております。主催者の市民団体は、公開講座というふうに称しておりますけれど、市といたしましては出前講座として参加したものでございます。この出前講座、実施した趣旨でございますが、主催する団体から、高齢化が進む中、ちょこバスの役割は重要ですが、利用者が低迷していると。ちょこバスを利用しない人も含めて、利用促進のアイデアなどの意見を伺う場を設けてはどうかと、こういったお話をいただいたことにあり

ます。

出前講座全体を通じての印象でございますが、無料日設定による利用促進などの提案のほか、シルバーパス適用や180円への運賃改定、それから需要予測との差など、市の取り組みに対する御意見が多かったというふうに感じております。参加者の最終的な御意見は、ちょこバスを福祉バスにして無料で乗車させるべきだという形で総括されたんじゃないかというふうに認識しております。

このような状況から、この出前講座での御意見を反映させる検討にはつながっておりませんが、他の機会でも寄せられている御意見等を踏まえた利用促進策について、現在検討を進めているところであります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 私も出てまして、皆さんの意見を聞いてまして、今御答弁でもあったように、きのうも他の議員おっしゃってましたが、ちょこバスを福祉バスとして位置づけることで利用促進も図れるし、福祉バスなら採算がとれてなくても納税者としては納得できるというような、そういう意見が多かったように思います。先般、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインというのを策定されているかと思うんですが、この目的について、この公開講座との関連が何かあったのかどうか、その公開講座で寄せられた意見に対して、市の考えを示すというような、何かそういう目的があったのかどうか、そのあたりをちょっと教えていただけますか。

○都市計画課長（神山 尚君） コミュニティバス等運行ガイドラインでございますけれど、こちらは持続可能な地域交通を構築するために、必要となります市民、運行事業者、市の協働について、その指針を定めたものでございまして、出前講座の御意見とは直接の関係はございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ガイドラインに対して、パブリックコメントというのも、ちょっと私も拝見したんですけども、結構細かい意見が寄せられていたと思うんですが、これらの意見を市はどのように総括したのでしょうか、そこを教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） ガイドラインのパブリックコメントですね、本年1月15日から2月15日まで行い、4人の方から17件の御意見の提出がございました。いただいた御意見につきましては、ガイドラインの記述に関する個別具体の御意見でありまして、それぞれに対しまして市の見解をお示しさせていただいたところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 見解を示していただいたということですが、実際にそのガイドラインの素案から策定するに当たりまして、この意見というのはどの程度反映されたのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） いただきました17件の御意見のうち、5件の意見を踏まえまして内容の加筆修正を行っているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その個別具体と、記述に対する意見ということでしたので、それをある程度は反映していただいたということだと思いますので、ここで②のほうに移らせていただきますが、公開講座ではちょこバスに対しての市の考え方、ちょこバスは公共交通であるという考え方と、市民の期待する、福祉バスというのはその公開講座の中で出た意見ですけれども、市民が期待しているちょこバスのあり方というところで、か

なり隔たりがあるというふうには感じたんですけども、市はその辺、そのあたりどのように認識されているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスは、鉄道、モノレール、路線バスとともに市内の交通ネットワークを形成する公共交通という位置づけでございます。その点におきまして、出前講座に参加者が総括いたしました無料バスといった考え方と公共交通は、認識に隔たりがあるというふうには考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市のほうでも隔たりがあるという、そういうことは認識されているということですけども、やっぱりこの隔たり、市民のニーズと合っていないということが、利用者が低迷している原因ではないかなというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） バスの運行を含めまして、特定のサービスを受享受した場合、その受益に対して一定の御負担を負うといったことは、市民全般の御理解を得られているんじゃないかというふうには考えております。このことと出前講座の参加者が総括いたしましたちょこバスの運賃を無料にすべきと、そういった考えは隔たりがあるというふうには考えておるところです。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） もちろん無料であれば、市民の皆さんからしてみれば、本当にこんなにすばらしいことはないというふうに思うんですけども、ただ市民の方も納得できる一定の負担額であれば、かなり多くの皆さんから理解は得られるというふうには私は思うんですが、ただやっぱりきのうも他の議員の質問で議論になってましたけれども、180円というのはやっぱり、残念ながら現在のちょこバスの運行間隔ですとか、ルートから考えて高いというのが、市民の皆さんの率直な感想なのではないかというふうに思います。

我が党としましては、以前から要望してはいるんですが、民間のバス会社と同じ料金であるなら、せめてシルバーパスを適用してほしいという声も実際に多いかと思うんですが、こちらについてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパス、こちらの適用の根拠といたしましては、東京都のシルバーパス条例第6条に、シルバーパスの通用区間は規則で定めるという規定がございます。これを受けました東京都規則におきまして、シルバーパスの通用区間から除外するものといたしまして、地方公共団体が委託を受けて乗り合い旅客を運送する運行系統といったものが掲げられております。したがって、当市のコミュニティバスは、東京都のシルバーパス条例の対象とすることはできません。そういったことから、適用は困難というふうには考えているところです。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 以前のやりとりでも、そういう都の条例があるために困難だという御答弁だったかと記憶してはいるんですが、ただ一方で2014年の12月の都議会では、我が党の尾崎あや子都議の質問に対して、都はコミュニティバスのうち、一般のバス路線と同等の運賃を設定しているものについては、区市町村とバス事業者の協議が調った場合は、シルバーパスで乗車できるようになっているという答弁もしているわけです。これを受けて、昨年、我々市議団でも、西武バスと市にも申し入れを行った次第なんですけれども、確かにそういう条例はあるんですけども、近隣の武蔵村山市ですとか国立市、狛江市ではシルバーパスの仕組みの中で、市の持ち出しなくコミュニティバスにシルバーパスが適用されているという事実もありまして、やっぱりこれは市民の方々も納得できないというふうに思いますので、これは市のほうでも、ぜひ積極的に協議を進めていただきたいと思います。利用者が低迷したまま、市民のニーズに合わないものを運営し続けるというのは、



やっぱり市民の理解をなかなか得られないんじゃないかなというふうに思いますし、きのうの御答弁では100円に戻すということは考えてないということでしたが、100円に戻せないなら、せめてシルバーパスを導入できるよう最大限努力していただきたいというふうに思うんですが、再度この点についてお考えを聞かせてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 東京都のシルバーパス条例に基づくシルバーパスの適用につきましては、東京バス協会であつたり運行事業者との関係もでございます。なかなか利用者からの、市民の方からの要望があるということはお伝えできますけれども、それを条例で、条例規則で決まっていることを何とかしてほしいといったようなところにつきましては、やはり東京都の動きとして取り組んでいただくのが第一義ではないかなということで、機会あるときに会議の席で、こういう要望がありますということはお伝えできますので、その範囲でのことであれば考えられるというふうには思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） きのも運賃のことは、かなり議論になっていたかと思えますけれども、やっぱり180円、高いというのが本当に皆さんの御意見であると思えますので、ぜひ何らかの対策を考えていただきたいというふうに思うんですが、現在、障害者や高齢者、低所得者であるとか、あと子育て中の方々に対する割引制度のようなものはあるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 運賃の割引制度でございますけれど、運賃改定と合わせまして障害者割引を導入しております。これは障害者、御本人と介助者1人の運賃を半額にするもので、路線バスと同様の制度ということになっております。高齢者、低所得者、子育て中の方などに対する割引は今のところございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

公開講座の際に、主催者の方がおっしゃっていたことが、私、非常に印象に残っているんですけども、運賃が180円になって高いから乗らないという選択ができる方、つまりほかの交通手段を選べるという方がいる一方で、高くても乗らざるを得ない、ほかに交通手段がないという方もいるというようなことをおっしゃっていて、私すごく、ああそうだなというふうに思ったんですけども、昨日も100円にすることはないという御答弁でしたので、先ほど申し上げたような方々に対して何か割引制度を設けることはできないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 運賃の水準もそうでございますけれど、割引など運賃の制度につきましても、路線バスを、こちらのほうを参考といたしております。持続可能な公共交通とすることや、路線バス利用者との整合を考慮し、路線バスに取り入れられている障害者割引については導入しているところですが、その他、ちょこバス独自となる割引制度を導入する予定というのは今のところございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） いずれにしてもちょこバスには、本来の目的として公共交通の空白地域の解消と高齢者の交通権を保障し、社会参加を高めるという目的があるわけですから、そのためにもちょこバスを今後どうしていけばいいか、どういうふうに運営していったらいいかということ、どのように認識されているのか、きのうも御答弁あったんですが、もう一度確認させていただけますか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスについては、あくまでも公共交通という理解で私どもおります。公共交通ということだと、運賃をいただいて成り立っていると、そういった前提がございますので、その方針

に基づいて今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

いろいろ難しいんだなということはわかったんですけども、やっぱり高齢者の——これから高齢化になりますし、そういうこともわかっている中で、せつかくちょこバスが走ってるわけですから、空で走っているというのもよく市民の方から聞きますので、もったいないなというふうに思いますので、今後、高齢者の方だけでなく、広く市民に親しまれるちょこバスにしていくために、市民の要望というのはもちろん聞いて、聞くだけではなくて運営に生かしていく必要があると思うんですが、市民の皆さんからの要望を今後どのように聞いて、ちょこバスの運営に反映させていくか、そこを教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 地域での懇談会や電話、窓口、メール、それから市長への手紙などでさまざまな御意見をいただく機会がございます。これらの意見を踏まえまして、循環ルートの起終点を変更する予定など、利用促進につながる御意見につきましては、これまでも真摯に対応を検討してきたところでございます。今後も同様の立場で、ちょこバスの利用促進に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ちょこバスだと思います。今後も市民の皆さんの意見というのは、もちろん聞いていただけるというふうには思うんですけども、やっぱり現在かなり市民のニーズと市の考え方というものに隔たりがあるというのは、市のほうでも認識されてるということですし、きのう他の議員からの質問で、大きな改革が必要なんじゃないかというようなお話もありましたので、広く市民の足として親しまれるために、市民の皆さんの要望ですとか声を聞くだけじゃなくて、反映していただきたいなというふうに思います。やはり市民のバスですから、市民が乗りたいって思うバスにしていっていただきたいなと思います。そのためには、今後、要望を聞くだけではなくて、反映させていくということを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

---

午後 2時31分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成28年第2回定例会における一般質問を行います。

本年4月14日に発生した熊本地震では、熊本県内の7つの市町村で死者49人、避難生活による体への負担など地震の影響で亡くなったと思われる方は20人とされております。さらに、熊本県内でけがをされた方、重傷

者が333人、軽傷者が1,263人、被害を受けた住宅、合わせて10万9,816棟に上るなど、甚大な被害をもたらしました。この場をおかりいたしまして、お亡くなりになられた方々の御冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、発災から50日がたとうとしている現在でも、熊本県内では192カ所の避難所に合わせて8,582人もの方々が避難をしている状況が続いております。この間、政府においては自衛隊の迅速な派遣や、水、食料品等の救援物資の供給、さらには復興支援のための補正予算を編成するなど、スピーディーな対応が図られました。当市におきましても、尾崎市長を先頭にできる限りの復興支援に取り組んでおられます。私ども公明党市議団といたしましても、4月19日、尾崎市長に対して熊本地震への対応についての緊急の申し入れをさせていただきましたが、すぐに街頭での募金活動を開始し、被災地への職員派遣を行うなど、この間の迅速な対応に心から敬意を表するものであります。

このような状況に鑑み、初めに東日本大震災、熊本地震を教訓とした災害対策の充実強化についてお尋ねいたします。

5年前の東日本大震災の発災以降、私は当市における地域防災計画の抜本的な見直しを初め、災害は必ず起こるとの認識に立って、実際に即した災害対応の充実強化を訴えてまいりました。この間、当市におきましては厳しい財政状況の中でも、災害対応については最優先で取り組んでこられたことと認識をしております。一方、熊本地震の被害の状況、避難所の状況等を知る限り、もう一重の危機感を持つてできることから着実に取り組んでいかなければならないと、改めて痛感をいたしました。

そこで、①として4月14日に発生した熊本地震について、どのような対応を行ってきたのかお尋ねいたします。

②として、当市において、今後、取り組んでいく具体的な課題について、以下の点について伺います。

アとして、避難所の具体的な開設や運営の方法は。

イとして、避難所におけるプライバシーの確保や障害者、妊産婦、乳幼児等の災害弱者への配慮をどのように行うのか。

ウとして、二次避難所（福祉避難所）における要配慮者の受け入れや運営体制の構築の状況は。

エとして、福祉避難所としての総合福祉センターの位置づけはどうか。

オとして、家具転倒防止器具の使用推進の状況は。

カとして、各住居における避難済プレートの活用推進の考えは。

キとして、月に一度、各家庭や地域における防災会議の開催を奨励できないか。

次に、自治会活動の活性化について伺います。

先ほどお尋ねをいたしました災害対策の充実強化にも関係をいたしますが、地域における防災力の強化を初め、防犯対策、高齢者の健康づくり等々、地域における自治会活動の活性化を図ることは、当市が進めるさまざまな施策の充実にも大きく寄与するものと考えます。

そこで、①として、当市の自治会の加入率はどのように推移をしているのか伺います。

②として、自治会加入率を向上させるための対策はどのようなものか、お尋ねいたします。

③として、自治会への補助金の交付について、以下の点についてお尋ねいたします。

アとして、どのような目的で補助を行っているのか。

イとして、補助金の額や内容は他の自治体と比較してどうか。

ウとして、自主防災組織の結成や防犯パトロールなど、具体的な活動内容に応じて補助金を交付すべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

最後に、市民の健康寿命の延伸を図るための介護予防事業の充実強化について伺います。

健康寿命の延伸を図る取り組みにつきましては、これまでも健康増進計画や東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、具体的な取り組みや方向性が示されているところであり、当市においてもさまざまな取り組みがなされていることと承知をしております。平成29年度からの移行を予定している総合事業においては、当市の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防事業の推進が重要となってまいります。当市における地域包括ケアシステムの構築を図っていく中で、介護予防事業のさらなる充実強化を図っていくとの観点から、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、現在の基本チェックリストの活用についてであります。アとして、回答の状況や内容の分析はどのようなものか。

イとして、回答がない方へのアプローチの状況は。

ウとして、二次予防事業の内容と効果をどのように分析しているのかをお尋ねいたします。

②として、新しい介護予防・日常生活支援総合事業において、どのような取り組みを行っていくのか。

アとして、対象者の把握の方法は。

イとして、地域資源や人材の発掘、NPOとの連携の状況は。

ウとして、地域づくりによる介護予防の推進について、どのような事業展開を行っていくのかお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東日本大震災、熊本地震を教訓とした災害対策の充実強化についてであります。熊本地震への対応につきましては、市職員による東大和市駅周辺等での街頭募金、職員互助会と職員組合等による合同募金、被災建築物応急危険度判定業務や罹災証明発行のための建物家屋調査関係業務を支援するための職員派遣など、発生後、速やかに対処してまいりました。また、東大和市への被災者の避難を想定し、早期に相談体制を整えたことにより、実際に避難されてきた方々に対して円滑な援助が可能となっております。

次に、東大和市における避難所の具体的な開設や運営の方法についてであります。市では東大和市地域防災計画に基づき、平成26年6月に避難所管理運営マニュアルを作成しました。避難所の具体的な開設や運営につきましては、この避難所管理運営マニュアルに基づき行うこととなります。また、現在、各避難所の実態に即した簡易マニュアルを関係機関と協議しながら作成を進めております。

次に、避難所におけるプライバシーの確保や障害者、妊産婦、乳幼児等の災害弱者への配慮についてであります。避難所管理運営マニュアルでは、避難所の開設に当たり避難所管理運営委員会を設置することになっており、この管理運営委員会の中でプライバシーの確保のための間仕切りや更衣室等の設置、また女性や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対するきめ細かい配慮や相談体制を整えていくこととしております。このため、総合防災訓練では関係者による避難所運営の図上訓練を実施しております。そのほか、毎年、避難所体験訓練等を自治会と連携しまして実施しております。

次に、二次避難所における要配慮者の受け入れや運営体制の構築の状況についてであります。現在4つの社会福祉法人と二次避難所の開設等に関する協定を締結し、11施設での受け入れが可能となっております。また、総合防災訓練においては、二次避難所となります施設の職員が開設訓練を実施しております。

次に、福祉避難所としての総合福祉センターの位置づけであります。総合福祉センターは～とふるにつきましては、総合福祉センターの基本計画及び施設整備事業者募集要項におきまして、福祉避難所としての指定を受けることとなっております。これに基づき総合福祉センターは～とふるの事業実施者と災害時における福祉避難所の開設等に関する協定の締結に向け、調整を図っているところであります。

次に、家具転倒防止器具の使用推進の状況についてであります。市では平成22年度から福祉部の所管課におきまして、取り付け器具の内容を充実した家具転倒防止器具等取り付け事業を実施しております。高齢者につきましては、70歳以上の方のみで構成された世帯を対象に、障害者につきましては身体障害者手帳2級以上、もしくは愛の手帳の交付を受けた方で構成されている世帯を対象としております。平成27年度までの取り付けの件数としましては、高齢者世帯が232件、障害者世帯が17件となっております。

次に、各住居における避難済プレートの活用推進についてであります。災害発生時には各地域の被害状況や各居住者の安否確認の情報を迅速に収集することが不可欠であります。その際、避難済プレートが各住居に掲示されていれば、これらの確認作業は大幅に軽減されるため、大変有効な手段であると認識しております。一方、防犯上の課題もありますことから、今後、活用推進について研究してまいりたいと考えております。

次に、各家庭や地域における防災会議の開催奨励についてであります。被害を最小限にするための日ごろの備えとして、市で配布しています防災マップに月1回、家庭の防災会議を開こうという内容の記載をし、奨励しているところです。地域での対応につきましても、防災モデル地区事業を実施しているところであります。今後とも訓練や市報等を通じ、奨励してまいりたいと考えております。

次に、自治会の加入率の推移であります。市内の総世帯数は、この10年間で約5,000世帯増加しておりますが、自治会加入率については10年前の平成18年は41.3%、5年前の平成23年は36.8%、現在は34.8%と年々低下している状況であります。

次に、自治会加入率を向上させるための対策であります。自治会への関心が薄いと思われる若年層世代への働きかけの一環として、平成28年3月に市内商業施設にて地域コミュニティイベントを開催し、自治会の皆様の御協力のもと子供のおみこし担ぎ体験や、今回作成した自治会活動PR映像の紹介を行うとして、自治会を身近に感じていただく取り組みを行いました。また、平成28年度、自治会長の皆様とともに、自治会活性化検討会議を設立し、加入率の向上の取り組みについて検討をする予定であります。

次に、自治会への補助金の交付であります。自治会の自主的・民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資することを目的に補助を行っております。

次に、補助金額や内容の他自治体との比較であります。東大和市と同様に活動に対する補助として、世帯数に1世帯当たりの活動費補助単価を掛けている補助形態、あるいはさまざまな活動に対する補助形態など、自治体により補助額、内容が異なりますが、当市におきましても世帯数に応じた活動費補助のほか、集会施設の維持管理に要する費用に対する補助や、汚水処理に要する費用に対する補助などを行っているところであります。

次に、自主防災組織の結成や防犯パトロールなど、活動内容に応じて補助金を交付することについてであります。実際にこうした取り組みに力を入れている自治会が多数あることは承知しております。他市の補助内

容を参考にしながら、引き続き情報収集等を行い、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、基本チェックリストの回答状況と内容分析についてであります。市では要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者を対象に、年1回、基本チェックリストを発送し、介護予防の利用が望ましい方の実態把握に努めております。平成27年度は約1万9,000人に発送し、8割以上の方から回答をいただいております。回答された質問票の結果に基づき、生活機能の低下が見られる方を対象に、二次予防事業の案内を実施しております。

次に、回答がない方へのアプローチの状況についてであります。基本チェックリスト発送後、期日までに回答のなかった方につきましては、改めて回答をお願いします、勧奨通知を送付しております。

次に、二次予防事業の内容と効果の分析についてであります。二次予防事業につきましては、基本チェックリストの結果に基づきまして、生活機能の低下が認められた方に対し、それぞれ筋力向上トレーニング、転倒予防教室、お口の健康と栄養教室、脳の若返り教室を御案内しております。事業の参加によります効果の分析につきましては、参加者個人ごとに分析と評価を行っており、個人差はございますが、一定の成果をお伝えするとともに、事業全体の評価を行っております。

次に、新しい介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握方法についてであります。市では平成29年4月から要支援1及び要支援2の方を対象として、現在の訪問介護サービスと通所介護サービスを総合事業に移行します。総合事業対象者の把握につきましては、要介護・要支援認定申請のほか、基本チェックリストの実施結果に基づき、対象者を把握する方法を検討しているところであります。

次に、地域資源や人材の発掘、NPOとの連携の状況についてであります。市では社会福祉協議会と高齢者ほっと支援センターに配置しました生活支援コーディネーターが中心となり、市内の老人クラブやサロン活動を行っている自主グループを訪問して、活動内容などについて聞き取りを行い、地域資源の把握を行っております。今後につきましては、市内の自主グループの活動場所や活動内容等を記載しましたマップを作成してまいりたいと考えております。

次に、地域づくりによる介護予防の推進についてであります。市では高齢者の皆様が参加しやすい地域づくりを目指した介護予防事業として、介護予防リーダーの養成や東大和元気ゆうゆう体操の普及推進を行っております。現在、介護予防リーダーによる自主グループが市内31カ所、体操の自主グループが市内19カ所で活動しております。今後も市報等を通じて周知を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○18番(中間建二君) 答弁、ありがとうございました。

それでは、引き続き再質問をさせていただきます。

まず、1点目の熊本地震についての対応であります。

今回の地震、熊本地震を通しまして、多くの市民の皆様も避難生活を余儀なくされておられる方々に思いをいたしながら、避難所生活を余儀なくされておられる方々の御苦労、我が身に置きかえて同苦をされておられたことと思います。先ほどの御答弁で市を挙げて街頭募金の実施、また窓口での義援金の受け付け、被災地への職員派遣等の迅速な対応については、心から感謝を申し上げるものであります。その上で、私ども公明党として、4月19日、市長に申し入れを行った事項として、改めて東大和市における地震災害対策についての総点検、また首都直下型地震等の発生に備えた災害時の体制整備の構築を図っていただくことをお願いいたします。

たが、この点での現状の取り組みはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（広沢光政君） 申し入れのございました地震対策、それからこういったものの総点検、それと災害時の体制整備の構築に対します取り組みについてでございますけれども、現行の地域防災計画、こちらにつきましては東日本大震災の際の検証を踏まえまして、被害想定も修正した上で、それに対応するものとして取りまとめてございますが、今回の熊本地震、この計画の想定を超えたものというふうになっております。

そこで、こういった熊本地震の内容につきましては、今後、国等による本格的な検証作業がこれから進められるものというふうに、私ども認識しております。この検証の結果が出た時点で、当市の地域防災計画につきましても被害想定の見直しが必要なかどうか、それから修正が必要なかどうか、そういったところも考えていかなければならないというふうに思っておりますが、当面、現段階におきましては、これまでの地域防災計画に基づいて進めてまいりましたさまざまな施策、それからより実際に即した総合防災訓練の実施、それから備蓄品等の拡充、自主防災組織の結成と活動の奨励、こういったものの充実に、より努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 熊本のほうでは、多くの方がまだ避難所生活をされておまして、復旧、復興はまだまだ当然これからでございます。そういった中で、国や、また当然被災地等の状況等の把握も、これから進んでいくということも当然あるかと思いますので、その点も踏まえつつ、改めて市の体制の総点検、またしっかりとした体制整備を行っていただきたい、このように考えております。

その上で、②の今後、取り組んでいく具体的な課題について、私が思いつくところでお尋ねをしております。

1つ目の避難所の具体的な開設や運営の方法等についてでございますけれども、大変に熊本では大きな揺れを伴った、また多くの建物が倒壊をした大きな被害の中で、避難所の生活の困難さというものが大きくクローズアップをされたところでございます。そういった中で、いざ東大和市に地震が起こったときに、どういうふうな対応ができるのか、これについては改めて盤石な対応を図っていかなければいけないと考えております。

先ほど市長の答弁では、改めてこの避難所の管理運営については、簡易的なマニュアルの作成を進めたいということでございましたが、これについてはどのような内容のものを今想定をしていられるのか、お尋ねいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 現行の避難所管理運営マニュアルにつきましては、100ページを超える詳細なものでございますが、現在想定している簡易マニュアルにつきましては、避難所の開設順序や運営組織の設置と活動内容、それから各避難所の施設ごとの――施設等の利用図等を記載した十数ページ等の程度のものと考えてございます。実際には、市の素案に基づきまして、避難所の施設管理者になります学校とか公共施設とか、その施設者や自治会などの関係者と協議の上、内容を精査していく予定でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 管理マニュアルの簡易的なマニュアルの作成について御説明いただきましたけども、もう一重、この具体的な避難所の運営の体制の構築については、しっかりと体制整備を行っていかなければいけないと考えております。そのためには、市内で避難所に指定をされております学校等の公共施設、現在29カ所になっているかと思っておりますけども、その各それぞれ29カ所の避難所に、東大和市におきましては今、多摩直下型地震が一番大きな被害想定がなされているわけでございますけども、そういうときにそれぞれの避難所に何人の職員が駆けつけることができるのか、また想定される最大の避難者の受け入れをしていくためには、地

域の自治会や、またボランティア等の皆様との連携をどのように図っていくのか等々、個別具体的な検討を図り、また体制整備を進めていく必要があると考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所の設営等々に通ずる御質問でございますが、例えば夜間とか休日等で震度5弱以上の地震が発生した場合には、災害対策本部が設置されるまでの間、緊急初動体制が組織されまして、初動要員としても既に任命された職員がおります。市役所の本部のほうに30人以内、また市内各中学校に10人以内ずつの職員が集合することになってございます。その際、被害情報の収集や連絡体制をすることになってございます。その後、正式に災害対策本部が設置され、これまでの被害状況等の収集が、結果です、市内の指定避難所全てを開設することと決定した場合につきましては、各避難所の管理責任者として市職員1名を配布するほか、その避難所の設営として大体1名から3名程度の派遣を見込んでございます。あとは、その後、地域の自治会ですとか、避難者で活動できる方々、また災害ボランティアセンターから、それを通じて派遣されたボランティアなどで避難所管理運営委員会を組織して、その中で役割分担をしながら運用を進めていくというふうになると考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 具体的に地域防災計画の内容等を拝見いたしますと、それぞれの各避難所の最大収容人数等々を踏まえ、1カ所で数百人から、多いところでは1,000名の単位での受け入れを想定をしている。そういうことを考えますと、今のような避難所への体制等で果たして運営ができるのか、現実的にその数百人、また最大1,000人までの受け入れがどういう形であれば行っていけるのか、そういうところまで想定をしながら地域との連携、また自治会やボランティアとの連携を図っていく、そういう必要があるかと考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） おっしゃるとおりでございます。今回の熊本地震におきましても、どこかの自治体では、各所属の課に電話番号で1名いるだけで、あと全ての職員が避難所のほうに行っていたという話も、正式な話ではありませんが、伺ったことがございますので、その辺の被災地の現場の事例等を参考にしながら、今後研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当然、一石二鳥でできるわけにはないわけでございますけれども、やはり最悪、また最悪の事態に備えていく体制を着実に図っていかなければいけないと考えております。このような課題については、当市が平成25年3月に策定をされました東大和市の事業継続計画、BCPにおきましても、大規模災害時に現実的に参集できる職員の不足等が課題として上がっているわけでございます。このようなBCPの中で掲げられてる課題への対応として、今どのようなことが検討がされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（広沢光政君） 事業継続計画、この中で確かに初動時の職員の参集状況、これについては課題だということに触れられております。災害の発生いたしました日時等によって、参集できる人員というものには大きな差が出てくるわけでございますけれども、現実には参集した人員で事業の優先順位によって対応していくこととなると思っておりますが、参集人員の確保の対策といたしましては、できる限り職員は市内及びその周辺に居住を確保してもらうということが一番いいんでございますが、これは強制できるものではなかなかございませんので、現実的に今考えられますのは、例えば部の間、課の中、部課、そういったところで職員の応援体制を整備するとか、あとOB職員、OG職員です、市内近隣に住んでいらっしゃる、そういう方々に支援をしていただくというようなことも、ちょっと考えているというところでございます。



以上でございます。

○18番(中間建二君) このBCPの中では、事業継続マネジメント、BCMの推進も掲げられております。災害時に取り組むべき課題について、全職員に周知をし、災害時における事業継続の重要性や優先すべき事項について、職員一人一人が各自の役割を理解し、具体的な行動につなげていくことの重要性についても指摘がなされているわけでありますが、この点については現在どのような取り組み、検討がなされているのかお尋ねいたします。

○総務部参事(東 栄一君) 職員各自が役割を理解して、具体的な行動につなげていくための取り組みについてでございますが、毎年度実施しております総合防災訓練におきまして、参集訓練や、それからそのときに事業継続計画に基づく図上訓練もあわせて実施してございます。今後も継続的な訓練を通しまして、職員一人一人の役割の理解や具体的な行動につなげていくことができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 特に今回、熊本地震を踏まえての避難所の具体的な運営、当然これまでも訓練や準備等もしていただいているわけですが、もう一重、大きな想定、また具体的な想定を持ちながら体制の整備、構築をぜひ進めていただきたい、このように考えております。

続いて、避難所におけるプライバシーの確保、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害弱者への配慮についてでありますけれども、まずプライバシーの確保ということで、現実的に間仕切りの設置等は、果たしてそれぞれの避難所でどこまで今対応ができるのか、この点についての認識を伺いたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 間仕切り等の設置につきましては、具体的なことを設置されます避難所管理運営委員会の中で、その配慮が必要な方々に対するきめ細かい対処や相談体制を整えていくとなりますが、整備につきましてはプライバシーの確保が必要な障害者や妊産婦、それから乳幼児等の災害要配慮者への対応として、避難所用の間仕切りを現在150セット用意してるところでございます。当然不足していることは承知しているところでございますが、今後、間仕切りの拡充に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) この避難所、間仕切りも少しずつ整備をいただいているわけでございますけれども、このようなものや、また現場によっては布やカーテン等での間仕切り等も行われているようでございます。さまざまな施策を準備をしなければいけないかと思っております。

先ほど市長の御答弁では、災害弱者に対してきめ細かい配慮、また相談体制を整えるという御答弁でありましたけれども、これは具体的にどのようなことを想定をされて御答弁されたのか、この点についてお尋ねいたします。

○総務部参事(東 栄一君) 避難所で設置されます管理運営委員会等のメンバーに、女性とか障害者に参画してもらいまして、きめ細かな配慮ができるように進める必要があると考えてございます。また、いわゆる心のケアなどにつきましては、保健師とか市民相談の担当者などを避難所に派遣するような体制について、今後研究しているというところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それぞれの避難所で設置をされます運営委員会等において、女性や障害者等に入っただけ、このお考えはわかるんですけども、また一方で、こういうきめ細かい配慮等については、29カ所、今避難所が指定をされてる中で、それぞれの避難所は広さも違いますし、構造も違うわけでありまして、また、

地域の特性等もあろうかと思えます。そういうことを考えますと、簡易的なマニュアル等の作成も取り組まれるということでございますけども、やはりそういうマニュアル等を作成をしていく中で、具体的に女性、また障害者等、要配慮者、配慮が必要な方、きめ細かい配慮を行っていく対象者の御意見を十分に踏まえながら、そのようなマニュアルや、また運営方針、運営方法等をより具体的に検討を重ねていく必要もあるかと思えますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 先ほど簡易マニュアルの際にもお答えしておりますが、今御質問者おっしゃいましたとおり、施設によっては整っている設備等も違いもございますし、またその収容面積などでも違いがございます。そういった意味から、その運営委員会に参画される方々の意見、女性の意見もあれば障害者の方の意見もあるということで、そういったものをできるだけ細かく吸い上げた中で、やはり簡易マニュアル作成に際しても、そういった意見を反映しながら作成していければというふうに。一つ簡単なあれなんですけど、例えば女性の場合は、支援物資を配布するについても、女性専用のものを配布するときに、男性が配布すると、それは困る、恥ずかしいという、そんな意見も実際、東日本大震災のときにもございました。そういった意見が出せるのは女性の方しかいないと思えますので、そういうふうな意見を吸い上げられるような、そういう体制で簡易マニュアルのほうの作成も進めていければというふうに考えております。

○18番（中間建二君） 事前の備えがやはり大事になってまいりますので、その点についてもマニュアル作成の段階での取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、二次避難所、福祉避難所における要配慮者への受け入れや運営体制の構築ということでお尋ねをしておりますけれども、二次避難所として特別養護老人ホーム等が指定をされてるわけでございますけども、現在、先ほどの御答弁で各施設での訓練等の御答弁もありましたが、やはり熊本の状況等を見たときに、施設の職員だけで対応ができるのか、なかなか困難な事例も起こっていると認識をしております。具体的に市の職員の配置や連携等については検討がなされているのか、この点について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 二次避難所に対する市職員の配置についてでございますが、二次避難所の開設等に関する協定におきまして、二次避難所を開設したときは速やかに市の職員を配置するものと記載してございます。また、配置人数等につきましては実際のその避難者数等の状況によりましますので、その時々への対応になるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） その時々への対応、当然その地震や災害の規模、被害者、避難者の状況等にもよるかと思えますけども、具体的に誰がどこに行くのかということが、やはり事前に、それなりに明確になっているほうが対応はスムーズかと思うんですけども、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 具体的な対応につきましては、現時点でまだ検討はされてございませんので、今後の研究課題というふうにさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○総務部長（広沢光政君） 申しわけございません。

現行の地域防災計画の中では、御存じのとおりいろんな班ございますけれども、福祉部のほうでそちらのほうの二次避難所のほうの担当をさせていただいてるところでございまして、実際に二次避難所が開設される前に、強化関係もございまして、そういったことのやりとり、そういったものが済んだ時点で市の職員、主に福祉部の関係の職員になりますけれども、二次避難所のほうに行っていただいて、避難者の受け入れ等から携わって

いただくというようなことで、計画上は考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 福祉避難所におけます要配慮者の受け入れ、運営体制についても、これまでも検討がなされているかと思えますけれども、もう一重、現状の取り組みをさらに精査をしていただきながら、体制を図っていただきたいと思えます。

今回の地震を見て、避難所の生活状況等を拝見、これは私どもは報道等によるものしか認識をしてございませんけれども、またそれぞれの例えば小さなお子さんがいらっしゃる場合に、避難所での生活の中で非常に困難が伴って、本来は避難所の中で生活をしたいたくだけでも、車の中で生活をせざるを得ないというような事例等が報道もされておりました。こういうことを考えたときに、例えば今、二次避難所、福祉避難所は特別養護老人ホーム等が主体となって指定をされておりますけれども、例えば小さなお子さんの二次避難所として、幼稚園ですとか保育園等の施設を二次避難所、福祉避難所として活用していく、こういうことについては検討がなされてるのか、お尋ねをいたします。

- 総務部参事（東 栄一君） 現在のところ、幼稚園や保育園などを二次避難所とする協定は結んでおりません。幼稚園や保育園などは、その施設の職員が通常夜勤体制をとっていませんものですから、事実上難しいというふうに考えてございます。ただ、被災地における避難所の対応事例によりまして、可能性につきましては今後研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） より、それぞれの事情に応じて個別にこのグルーピングというか、そういう考え方を持っていけないと、やはりなかなか全ての方を一つの避難所で受けていくということは非常に難しいし、また福祉避難所についてもそれぞれ利用される方の御事情や特性等にも配慮していくことを考えますと、現実的にはそれぞれの事情に応じてグルーピングをしていくという考え方を持つかないのかなとも考えております。そういった意味では、小さなお子さんが果たして御家庭、御家族の皆様とともに、どういう形で避難所での生活を送っていただくことが望ましいのかという、こういう観点から保育園や幼稚園との連携等についても、ぜひ検討を進めていただきたいと思えます。

続いて、福祉避難所としての総合福祉センターの位置づけということでお尋ねをいたしました。協定を今後結んでいくということでございますけれども、この総合福祉センターは～とふるの事業の内容等を考慮しますと、高齢者及び障害者の福祉避難所として運営をしていくというような考え方になるのかどうか、この点について伺います。

- 福祉推進課長（嶋田 淳君） 総合福祉センターは～とふるにつきましては、地域福祉の拠点として中心的な役割を担うという施設として捉えてございます。総合福祉センターにおきましては、障害のある方々の通所等の御利用のみではなく、事業実施者による自主事業となりますが、特別養護老人ホームも併設されると。こういう状況がございますことから、その内容につきましてはそうした状況を勘案しながら、今後協定の内容につきましては事業実施者と調整を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 先ほど申し上げたグルーピング等の考え方からしても、障害者の皆様は避難所での生活がより困難になることは当然明らかであろうかと思えます。障害者の生活を総合的に支援するは～とふるにおいて、障害者に特化した福祉避難所として位置づけていくということは、大変に重要な考え方、取り組みで

はないかと考えておりますけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 御指摘のとおり障害のある方につきましての避難所での生活の困難さというのは、私どもも重々承知しておるところでございます。市におきましては、総合福祉センターにつきましては、障害者施設としての福祉避難所ということの基本として考えております。ただ、先ほども答弁させていただきましたが、特養も併設されるという状況もございますので、こうしたところを詰めながら、状況を勘案しながらこれから調整をしてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） わかりました。では、そのような方向で進めていただければと思います。

続いて、家具転倒防止器具の使用推進の状況についてでありますけれども、災害時に具体的に命を守るということを考えますと、この家具転倒防止器具の普及促進は大変に重要であるかと思えます。当市において、この家具転倒防止器具の配布等を市の事業として行っていたらいいわけですが、平成22年度以降の配布申請件数はどのような状況になっているのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 平成22年度以降の申請件数でございますけれども、高齢者、障害者世帯、合わせまして平成22年度が51件、23年度が89件、24年度が48件、25年度が26件、26年度が17件、27年度が17件となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それぞれ年度によって増減があるようでありますが、予算上は毎年度何件の設置ができるような形になっているのか、お尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 平成22年度でございますけれども、恐縮です。高齢者分として100件、23年度が150件、24・25・26年度がそれぞれ100件、27年度が30件、毎年度の実績を受けまして予算計上してございます。なお、28年度の予算でございますけれど、高齢者が30件、障害者分が10件となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 家具転倒防止器具の無償の配布、またシルバー人材センターへの委託によりまして、設置まで今やっていたらいい状況でございますが、この事業については利用された方については大変に喜ばれておりますが、一方でそういう事業をやっているということを知らない、認識がなかった、また知ってれば応募していた、こういうようなお声も伺うところでございます。先ほど各年度の配布申請件数等、それから予算上の措置等に乖離の数字もあったわけでございますが、やはり現在、申請時期が年2回になっていることが、この十分な周知、普及が進んでいないような原因ではないかと考えておりますけれども、この受け付け体制については年間を通して受け付けをしていくということができないのか、この点についてお尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 年間を通しての受け付けでございますけれども、家具転倒防止器具の取り扱いの業者、あるいは器具の取り付けを事業委託してございますシルバー人材センターとの調整なども含めまして、その方法については今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） また、この家具転倒防止器具の対象者、高齢者は70歳以上、また障害をお持ちの方については一定の障害の認定をお持ちの方となっているわけでございますけれども、このような方々、取り付けが困難な高齢者、障害者等への御家庭での具体的に命を守るための施策として進めるためには、例えばほっと支援センターや高齢者見守りぼっくす等からの申請の呼びかけ等も有効であるかと考えますけれども、この点につ

いてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 市では申請時期に当たりまして、市報を初めとして高齢者ほっと支援センター、あるいは見守りぼっくすに情報提供を行いまして、積極的な呼びかけをお願いしているところでございます。申請が困難な高齢者の方につきましては、ほっと支援センターの職員が訪問して、申請を受けられるようにしているというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） せっかく100件程度の設置の予算が過去にはついてたわけですが、申請件数等が少ない中で減額がされて、これは実績上やむを得ないかと思いますが、また一方でこのような具体的な市民の皆様への災害からの命を守る施策については、できるだけ多くの方に御利用いただけるように、また特に配慮が必要な高齢者、障害者への事業でありますので、ぜひ拡充ができるような検討、また普及方法を、検討をぜひいただきたいと思います。

続いて、各住居における避難済プレート（プレート）の活用推進のお考えについてお尋ねをいたしました。この避難済プレートについては、御認識がある方、ない方もいらっしゃるかと思いますけれども、災害時の安否確認や救援救助を迅速に進める上で、各戸別の各戸の御家庭の中で、避難をされたときに避難済というプレートを外に掲示をしていただくことで、外からの安否確認が迅速に行えるというようなものでございます。一部の自治会やマンション管理組合等でも、独自に導入をしている例もあるかと思いますけれども、今市のほうではどのような認識を持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 避難済プレートの導入についての認識でございますが、自治会やマンション管理組合などで、自主防災活動を積極的に行っているところでは、災害時の安否確認や救援救助を迅速に進める上で大変有効なものだと認識してございます。また一方、地域でのコミュニティが希薄なところでは、機能しづらいとも感じているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この市内を歩きますと、自治会やマンション管理組合等で、具体的に既に窓口に導入をして、防災訓練等でも活用をされている。そういう中で、それぞれの災害に対する意識も持っていただけますし、またそれぞれの自治会や管理組合等の中でも安否確認が迅速に行える、こういうように認識をしているところでございます。市としても、このような取り組みを積極的に進めていただきたいと考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難済プレートの有効性については、私どもも認識してございますので、自治会等におきまして防災訓練などで積極的に進めていくということについては、今後も進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この避難済のカードの掲示については、非常に安否確認等でも有効であるかと思いますが、今御答弁いただきましたように、ぜひ進めていただきたいと思います。また、いわゆるマグネット式の高価なものでもなくとも、例えば紙製のものであったとしても、通常、ドアノブにひっかけるような形状のもので、通常は玄関の内側に設置をかけておきながら、いざというときには外に向けて掲示をしていく、このようなものもございまして、また紙製のものでも十分有効であろうかと思いますが、このようなカードを市独自に作成を検討していくということについてのお考えはいかがですか。

○総務部長（広沢光政君） 避難済カードの関係でございますけれども、先ほどの担当の参事のほうからも御答弁申し上げます。まず、そういったドアノブ形式のものということでございますが、そういったものの作成についてやぶさかではないんですが、先ほどから申し上げてるとおり、基本的には共助の精神というものに基づいた形の中で、限られた地域の中で、地域単位でこういった活動をしていただかないと、これがあつたときに最終的に確認をしていただくのも、多分その地域の中での共助の精神で行っていただくという形になってまいりますので、そういった地域の総意といますか、そういったものを得た中で、できればそういう事業をやりたいんだというところに対して市としても協力をしていけるような、そういう体制がとればなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 自主防災組織等の活動等もございますので、そういうようなところの意見調整も図りながら、やはりこういうものが日ごろからあることで、いざというときに救援救助が迅速に行える、こういうことは当然明らかなだと思いますので、検討をぜひ重ねていただきたいと考えております。

この項目での最後になりますが、月に一度、各家庭での防災会議等の開催ということでお尋ねをしておりますが、現在でもそのような活動、取り組みを推奨しているという御答弁でありました。具体的にどのような取り組みを行っているのか、お尋ねをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 市長答弁でも申し上げましたが、市が作成した防災マップに、毎月1回、家庭の防災会議を開こうと記載しておりまして、これを市の窓口や、それからさまざまな防災訓練等に配布するようにしまして奨励しているところでございます。また、自治会等での防災訓練などにおきましては、そのテーマに応じて奨励をしてきているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 災害対策として一貫してこれまでも言われております自助、共助、公助のそれぞれの役割分担の中で、各御家庭で取り組みができるこの自助の分野については、やはり各御家庭でどうやって意識を持って備えていただくのか、これが大変重要になってくるわけでございます。そういった意味で、既に今、月に一度の防災会議の奨励を行っているということで、これは大変に重要な取り組みでありますけれども、さらにこのような取り組みを進めていくためには、例えば毎月1日を防災会議の日と決めれば、市報でも毎月一度、必ず呼びかけることができるわけでございます。具体的な各御家庭での自助の精神を持ち、備えていただくという意味で、もう一步踏み込んだような知恵や工夫が必要ではないかと考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 防災会議の日ということでございます。私どもも何か災害があつたときには、家庭内でも、ああこれは気をつけなきゃいけないというふうなことで相談をしたりするんですが、喉元を過ぎてしまいますと、なかなかそういったものが継続しないというようなことございます。要は、その防災会議の日というものを、常に認識していただける、周知していただけるような、その周知方法かなというふうには思いますので、とりあえずは市報という今お言葉ございましたけれども、定期的に刊行しております市報、こちらのほうに1日に掲載するなり、ホームページのほうに掲載するなりというような形で、まずその周知ということに何らかの形で力を入れていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩します。

午後 3時28分 休憩

午後 3時44分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） 最後のところの月に一度の各家庭での防災会議等の開催の奨励ということでお尋ねをいたしました。先ほどの部長の御答弁で、これまでの周知方法を繰り返し継続的に行っていくということでございました。先ほど同僚議員のほうから、東日本大震災の際の「釜石の奇跡」と呼ばれる多くの子供たちを救った長い時間をかけた取り組みの話を耳にいたしまして、やはり継続的に繰り返し、しかも強い思いを持って訴えていかなければ、やはりなかなか備えていく、準備をしていくということではできないわけでございます。そのあたりを、ぜひ意識をしていただければありがたいというふうに思います。

熊本地震もそうですし、また東日本大震災におけます東北の被災地でもそうでございますけども、私ども公明党の議員もみずから被災をされながら、被災地の中で被災者と向き合いながら活動されてる様子を直接伺わせていただきました。また、当然のことながら被災地の自治体の首長、また職員の皆様、また先ほど来お尋ねいたしました福祉避難所での活動等の様子の中でも、みずから被災をされながら地域のために、また市民のために働いていらっしゃる、そういうお姿もさまざまところで拝見はできるわけでございます。私ども議員も、そのような覚悟を持って臨んでいかなければいけないことは当然でありますし、また市長や、また職員の皆様も、そのような思いで日ごろの業務に取り組んでいただいていることかと思えます。災害は起こらないことが一番望ましいわけで、災害が起こることを望んでる人は誰もいないわけでございますが、一方でやはり必ず災害は起こるという前提に立たなければ災害対策が進まない、準備が進まない、その本当の意味で被災が、発災したときに命を守り、市民生活を守る体制の整備、構築はできないわけでございます。そういう思いで、ぜひこの熊本地震も教訓としながら取り組みを進めていただきたいと思いますし、また日ごろからこの地震災害に備えることが、ひいては広く市民の皆様の市政に対する信頼にもつながっていくものと、このように考えております。このような観点から、この災害対策の充実強化、引き続き、これまでも取り組んでいただいているわけでございますが、今回の熊本地震もまた大きな教訓としながら、必ず起こるという前提に立った中で、危機感を持ってこの災害対策を着実に進めていきたい、進めていただきたい、このように要望をいたします。

続いて、自治会活動の活性化についてお尋ねをいたします。

この自治会活動の活性化、この災害時の対応等にも関係もしてくる点もでございますけれども、まずこの自治会の加入率について、先ほど市長から御答弁をいただきました。平成18年度以降、減少している数値の説明がございましたが、市のほうでは今、この自治会の加入率をどこまで高めていこうとして目標を設定され、取り組まれているのか、この点について伺いたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） 自治会の加入率ですけれども、まず推移といたしまして、こちらのほう、例えば平成15年度は44.2%、それから26年度には35%というふうにかかなり下がっておるとというのが現状でございます。

その加入率のまず低下の要因というものを分析をいたしますと、加入率の積算方法は自治会加入世帯数を総世帯数で割り返した数値となっております。東大和市における総世帯数につきましては、平成15年から26年の間で約5,000世帯ふえてございます。その同様の期間には、桜が丘地区を中心にいたしまして分譲マンションの戸数が2,300戸ふえてございます。そのマンション戸数と世帯数は、必ずしも一致するものではございませんが、加入率を計算する際の分母に当たる総世帯数の増加の大きな要因としては、マンションの増加があると

思われます。その分譲マンションには、マンション管理組合がございますが、またマンション管理組合とは別に自治会を組織する分譲マンションというのは近年ほとんどないというのが実情でございます。そのようなことから、加入率が低下している要因の一つであるとは認識してございますが、あとは地域の住民、住民の地域への関心の希薄化、それから地域活動への参加、あるいは役員を担うことの負担感があるという、さまざまな実情があると思っております。

そういったことを踏まえまして、平成17年の12月に自治会の皆様と議論を重ねまして作成いたしました東大和市自治会活性化への取り組み、こちらにおきましては、今後の目標といたしまして、当時、目標加入数を市全体の世帯数の60%といたしまして、平成21年度までに目標を達成するというふうにしてまいりました。しかしながら、今の加入率が34.8%ということで、その後は具体的な数値目標というのは特に設定はしてございませんが、現状の加入率は少なくとも維持、もしくは向上すべく市においても、自治会におきましても、おのおのできる限りの取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 平成17年当時、60%の目標を掲げたということでございました。この②のところで、自治会加入率を向上させるための対策として先ほどお尋ねをし、御答弁もいただいたわけでございますけれども、先ほどの市長の御答弁で自治会の活性化検討会議の立ち上げということがございました。ここでは、どのようなことが検討をなされるのか、また具体的な自治会の加入率を向上させていく、そのような方向性が、この会議の中でどこまで見出していけるのか、この点についての見通しについて伺いたいと思います。

○市民生活課長（大法 努君） まず自治会活性化検討会議、こちらでございますが、今年度、平成28年度に新たな自治会活性化への取り組みを検討、作成するため立ち上げ、自治会長、またマンション管理組合の有志の皆様とともに話し合う場を持つ予定でございます。

自治会活性化への取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成17年度に東大和市の自治会活性化への取り組みを作成いたしまして、その後、平成22年度に、その17年度に作成いたしました取り組みの報告書を検証し、新たな自治会活性化への取り組みを検討、作成するための会議、こちら東大和市自治会活性化検討会議と申しますけれども、そちらを立ち上げました。しかしながら、平成23年の3月に起きました東日本大震災の対応などによりまして、5回の会議を終えた段階で中断してしまったという経過がございます。

このような現状を、先ほど申し上げましたとおり17年度に総世帯数の自治会加入率を60%と定め、21年度までに達成するとしておりましたが、加入率は年々減少しておるのが現状でありまして、現在は34.8%であると。このような現状を踏まえまして、新たな活性化への取り組みが必要であるということで、17年度、22年度のときと同様に自治会の皆様と市で新たな活性化への取り組みを本年度中につくってまいりたいと考えております。そのためには、前回の取り組みはどうだったのかとかの検証が必要かと思っております。実施できなかったこと、それからできなかったこと、それから実施したにもかかわらず結果がついてこなかったということもあろうかと思っております。そこで、今回につきましても、検討会議のメンバー、自治会関係者の皆様を初め、新たな地域コミュニティーの担い手でありますマンション管理組合、こちらの皆様からいろいろな御意見を募りまして、新しい活性化への取り組みをつくってまいりたいと思っております。

自治会の皆様からいろいろ聞くお声ですけども、例えば加入率の目標の設定もすべきだという御意見も聞く一方で、例えば現状の加入率を維持することに、現状、力を尽くしたほうがいいんじゃないとか、もっと空白地域に自治会を組織すべきだというようなさまざまな御意見が聞かれておりますので、集まったメンバーの



皆様方と、そういった方向性について改めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 当事者であります自治会の関係者の皆様からの意見を聴取しながら、検討を重ねていくことは当然有効かと思しますので、その点については進めていただきたいわけですが、私としてはかねてから何度かお尋ねをしておりますように、この自治会の活動を活性化し、そして加入率を向上させていくという目的のためにも、この自治会の補助金の交付のあり方について、ぜひ見直しをすべきではないかと考えております。例えば今、東大和市の自治会への補助金は、活動費補助という名称にはなっておりますけれども、1世帯160円という金額で補助をされてるかと思いますが、余りにも少額ではないかと思っておりますけども、これは、このような水準というのは近隣他市の自治体等と比較してどのような水準なのか、この点についてお尋ねをいたします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 近隣、近くのところでございますけども、府中で200円から250円とか、小平100円、それから日野市240円、稲城市130円というところでございます。当市は1世帯当たり160円ということですが、そのほかに加算といたしまして、集会施設を備えてる自治会に対しては加算等もしてるところでございますけども、他市においてもそのような加算もしてるところがございますので、その辺はさまざまでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 金額については、まちまちであるという御説明でございますが、一方でこの活動をさらに活性化していただくことで、自治会の加入率をふやしていくということを考えますと、やはり具体的な活動内容等を精査しながら補助をしていく。かねてから申し上げておりますように、自主防災組織の結成ですとか防犯パトロールですとか、具体的な施策に対して、自治会の活動に対して、また市がこういう活動を行うことで地域のコミュニティーの活性化を図ってほしいという方向性ののっつて、活動していただく団体への具体的な活動費補助ということ、ぜひ進めていただきたいと考えておりますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 中間議員のほうから、前回、1定だったでしょうか——でもこのような御提案いただいているところでございますけども、他市におきまして今、中間議員おっしゃったような、自治会を新たに始めるためのその活動の補助をやっている日野市とか、活発な活動をしている、事業を指定いたしまして、それに対して一定の補助をすとか、立川市などは防犯見守り活動に対してやると幾らというふうに決めてるようなところもございます。その辺も研究をしたいというところでございますけども、なかなか総額——パイをどうするかというところは、今、自治会検討委員会、立ち上げの前に、昨年度末と今年度初めに当時のメンバーの方にお声かけをして、半分の方、8人のうち4名の方がお集まりいただきまして、今度どういう方向でやろうかというような御意見を伺うような準備会みたいなところをやったところでございますけど、その辺は結構、御理解していただいているようですので、参加していただいている自治会長さんのところは非常に活発なところだとも思われますので、その辺はどのようなお話し合いになっていくかというのは、これからというところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 東大和市のまちづくりの中で、自治会の役割に対して期待をすところも大変に大きなものがあるかと思し、加入率が減少しているということについては、市長の御答弁のとおり明らか

なわけでございます。そういった中で、具体的な施策、手をぜひ打っていただきたいと思ひますし、東大和市の事業振り返りシート、事務事業評価等の中では、政治的な判断も必要であるとの評価もなされておりました。これ以上、御答弁は結構でございますけれども、大きな方向性に向かって、ぜひ取り組み、検討を進めていただきたいと思ひますし、そのことがひいては予算がかかったとしても、市政の目指す方向性の充実につながっていくものと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

3点目の健康寿命の延伸を図るための介護予防事業の充実強化についてお尋ねをいたします。

まず、現在の基本チェックリストの活用についてお尋ねをいたしました。回答の状況ですとか、内容の分析についてでありますけれども、チェックリスト分析の結果、全体で二次予防事業対象者はどれぐらいいらっしゃるのか、また具体的に何人の方にどのようなリスクがあるのか、そのような判断をされてるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 二次予防事業対象者の判断とされた方は3,721名でございます。このうち日常生活全般の改善が必要とされた方、637名、運動器の機能向上が必要と判定された方、2,032名、栄養改善が必要な方、199名、口腔機能の向上が必要とされた方、2,300名となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのような中で、二次予防事業を利用された方というのはどれぐらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 二次予防事業を利用された方は185名でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 対象者に対しまして、利用者の割合が少ないようにも感じますが、その要因はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 二次予防の参加率でございますけれども、平成18年からこの制度は始まってございますけれども、国は高齢者人口のおおよそ5%というふうに見込んでございました。私どもが介護予防の事業の案内のお話をさせていただくと、介護はまだいいですとか、あるいは介護予防ですね、介護が必要というふうに思われる方もいて、結果として全国平均で見ますと0.8%の参加率となっております。当市の参加率でございますけれども、0.84%ということで、平均的な参加率ということでございますので、必ずしも低い利用率ではないというふうに認識はしてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 国が掲げる目標に対しては、なかなか全国的にも届いていないということであろうかと思ひます。この回答があった方でも、そういう状況の中で、じゃ回答がない方へのアプローチというのはどのようになっているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 回答をいただけなかった方でございますけれども、3,746名でございます。市長答弁にもございましたが、勸奨通知を送付いたしまして、このうち1,402名の方から御返送をいただいたというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 勸奨通知の結果、回答があるということで1,402名ということでございましたが、それでも回答がないという場合には、どういう理由、事情等が考えられるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 未回収の方の中には、閉じこもり、あるいは鬱、認知症等で日常の生活動作が困

難な方も含まれているだろうということが考えられます。また、個別の事情といたしまして、アンケートなのに勧奨が必要なのかとか、返送をする必要があるのかとか、基本チェックリストの実施の意義がわからないといった個人の事情で返送できないといった御意見もいただく場合も多くあります。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 個別の事情ですとか、御本人の判断で回答されないこともあることはやむを得ないし、当然かと思えますけれども、また一方で、例えば勧奨通知を送っても回答されないという中に、先ほど御答弁がありましたように、認知症の方ですとかひきこもり等、何らかの支援が必要な方がいらっしゃるとも想像がされるわけですが、このような情報というのはほんと支援センターですとか見守りぼっくす等の活動との連携、情報共有というのは、どこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) こうした状況を含めまして、市では早期に支援が必要な高齢者の方については、適切なサービスにつなげていくために高齢者見守りぼっくすで、戸別訪問の実施による状況把握を行っているところでございます。また、介護認定等が、支援が必要な場合には高齢者ほんと支援センターとの連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 連携が図られてるということでございますので、さまざまな取り組みがなされる中で御苦労も多いかと思えますけれども、介護予防をしっかりと進めていく観点から、ぜひお取り組みをお願いしたいと思えます。

この二次予防事業の内容と効果についてお尋ねをしておりますけれども、先ほど御答弁いただきました筋力向上トレーニング、転倒予防教室、お口の健康と栄養教室、脳の若返り教室、それぞれ事業の内容ですとか、参加者の状況はどういうふうになってるのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 筋力向上トレーニングでございますけれども、高齢者の方向けに負荷量を調整できる機器を使いまして、スタッフの指導のもと、筋力やバランス能力、柔軟性の向上を図るものでございます。27年度につきましては、9期、9回、延べ252回開催いたしまして、延べ1,851名の参加がございました。

転倒予防教室でございますけれども、やはり専門のスタッフが転倒予防のための話ですとか運動指導を実施いたしまして、歩行機能や運動機能の向上、知識の普及啓発を図るもので、3期、39回、延べ436名の参加がございました。

お口の健康と栄養教室でございますけれども、これも専門スタッフが低栄養改善、口腔機能の向上の相談や指導の実施、栄養改善、口腔衛生状態の改善、嚥下機能の向上を図ってございます。3期、30回、282名の参加がございました。

脳の若返り教室でございますけれども、健康運動指導士による運動指導、ウォーキング、グループワークを実施いたしまして、認知機能の低下の予防、知識の普及を図ってございます。3期、45回、363名の参加がございました。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それぞれの二次予防事業について、活発な活動もなされてるわけでございますけれども、私もいろんな市民の方とお話をする中で、市に対する苦情ですとか要望って、やはり議員としてたくさんいただくわけでございますが、しかし市がやっている事業で非常に喜ばれてる、評価が高いという事業の中に、この二次予防事業、なかんずく筋力向上トレーニング等への参加された方から、以前はつえについてようやく歩

けていたような状況だったものが、この筋力向上トレーニング事業、二次予防事業に参加した中で大きく改善がされて普通に歩けるようになった、こういう喜びの声も伺うことがございます。市の事業として、大変に評価も高いわけでありますけれども、それらの二次予防事業の実施後、結果としてどのような効果があらわれていると分析をしているのか、この点について伺いたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 二次予防事業、平成27年度、185人の方が参加されてございます。そのうち改善、よくなったという方が85%という結果が出てございます。筋力向上トレーニング、お話しでございますけれども、一つ、1期の参加で9名の方の参加があった回がございました。体力測定を行いましたところ、全員が8項目中6項目以上の向上が見られたと。とりわけ前屈であるとか、片足立ちに大幅に改善した方が多いということから、効果があったものと考えてございます。また、事業終了後に介護の自主グループへの参加が出たり、体育館の利用につながったりということで、健康維持に前向きにつながっているというふうに認識をさせていただきます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 85%の方に改善が見られたということで、これは大変大きな成果であろうかと思いません。

次の総合事業における取り組みの質問にも関係するわけでございますけれども、現在行っている二次予防事業、できるだけ多くの方々にそれぞれの状況に応じた介護予防事業に参加をしていただいで、取り組んでいただくということは、その方の生活改善、健康寿命の延伸に役立つだけではなくて、長期的に介護保険財政、市財政全体にとっても大変に大きな影響があるものと考えております。そのような観点から、さらなる取り組みが必要であるかと考えておりますけれども、今後のお取り組みのお考えについてお尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防につきましては、健康寿命の延伸、あるいは財政的な側面についての影響、非常に重要であるというふうに考えてございます。今後につきましては、元気ゆうゆう体操の活動の中心を担っていただいております介護予防リーダーの方、あるいは体操普及推進員の方々の協力をいただきながら、さらなる普及啓発、体操の参加者の拡大というものに努めてまいりたいと考えてございます。また、サロン活動を含めました介護予防の自主グループの拡大を図っていくことで、多様な受け皿や地域づくりにつなげられたらというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） よろしくお尋ねをいたします。

続いて、2番目の新しい介護予防・日常生活支援総合事業における取り組みについてお尋ねをいたしておりますが、この対象者の把握の方法なんですけれども、要支援1及び要支援2の方に加えて基本チェックリストを活用するというところでございました。これは、これまで取り組んできている基本チェックリストと、これまでの手法と違う、異なる点があるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防・日常生活支援総合事業におきまして、訪問型サービス及び通所型サービスの事業の対象者を把握する目的として、国は基本チェックリストの利用を示しております。ただ、現在、総合事業を実施している自治体の中には、従来の介護認定申請を行っている自治体もございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただいた、この総合事業の対象者の把握における基本チェックリストの活用につきましては、国では効果的かつ効率的な面、費用対効果等から、従来のように一律に行わず、例えば単

身世帯や老老世帯を対象を絞るようなことを活用しているというふうに承知をしておりますけれども、東大和市ではどのような検討がなされているのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 訪問サービス、通所サービスの対象者の把握とは別に、一般介護予防事業における基本チェックリストの実施というものが総合事業の中にございます。従来の65歳以上の市民の方を対象とした一律送付から、一定以上の年齢の方などに送付することが考えられますけれども、今後の検討が必要だというふうに考えてございます。

○18番（中間建二君） また、国のほうでは対象者の把握方法として、訪問活動を日常的に行っている例えば保健師さんですとか医療機関ですとか、また民生委員、地域包括支援センター等の所管部や課を越えた横の連携によって情報収集を行うような推奨をされているというふうにも承知をしておりますけれども、この点についてはどのような検討がなされているのかお尋ねをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 対象者の把握につきましては、御指摘ございました各関係機関、庁内の連携などの協力が必要であるというふうに考えてございます。今後さらなる連携を図りまして、支援が必要な高齢者の把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、その点についてのお取り組みも、よろしくお願いをいたします。

続いて、地域資源、人材の発掘、NPOとの連携の状況についてお尋ねをしておりますけれども、現在、生活支援コーディネーターによりまして地域資源の把握を行ってるという御答弁でございましたが、この地域支援コーディネーター、具体的にどのような役割を今担って活動をされてるのか、この点について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 市では現在、地域包括ケアシステムの構築を推進してございます。その中で、高齢者の方が地域で生きがいを持って生活を継続していくためには、多様な介護予防、あるいは生活支援のサービスが必要であるというふうに考えております。生活コーディネーターでございますけれども、老人クラブやサロンを実施している自主グループや、さまざまな団体と連携して、社会資源マップを作成するなど、多様な支援体制を構築する役割を担ってございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そういう中で、地域資源等の情報を掲載したマップの作成を進めていくということでもございました。現在どこまで検討が進んでいるのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 社会資源マップでございますけれども、老人クラブ、サロン活動を行っている活動場所、活動内容、日時等を掲載する予定でございます。現在、老人クラブ、16団体、サロン活動を行っている自主グループ、29団体へ訪問し、聞き取りを開始しているところでございます。

○18番（中間建二君） 29団体の情報ということでもございましたが、この総合事業の内容として、訪問型サービス、通所型サービス、またその他の生活支援サービス等がありまして、それぞれに専門性の高いものからボランティア活動主体のものまで、大変に幅広いメニューが示されてるわけでありまして、今想定しておりますこのマップというのは、どの程度まで包括をしていくお考えなのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 老人クラブ、自主グループ等、さまざまな団体と連携して多様な支援体制を構築するというところで、高齢者の方が生きがいを持って地域で生活が継続できるようになるというふうに考えてございます。社会資源のマップでございますけれども、自主グループの団体名、代表者名、連絡先、活動場所、時間、会員数、年齢層、会費等の有無を掲載してまいりたいと、マップの中に考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) ごめんなさい、今お尋ねしたのは、その総合事業の内容が非常に幅広いわけですので、その地域資源マップというふうになったときに、どこまでそれらを網羅ができるのか、そのあたりの考え方についてお尋ねをいたしました。もう一度お願いいたします。

○福祉部長(吉沢寿子君) どこまでマップのほうを作成するかということでございますが、現在、介護保険のほうの事業所一覧というものの冊子をつくりまして、高齢介護課の窓口とか関係機関の皆様にお配りをさせていただいてるところでございます。そこには現在、要支援1・2の方への訪問介護や通所介護などのサービスの一覧も全て載っておりますので、そういったところとの調整を図りながら、今回は地域で活動されているさまざまな自主グループの方のそういったマップなどをに入れて、わかりやすい、より参加しやすいような内容で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それでは、マップのほうはそれで結構なわけでございますが、これまで行われております筋力向上トレーニングですとか介護予防訪問リハビリ等の一定の専門性を有するような事業も、別途継続をされていくという理解でいいのか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 専門性を有する事業の継続性でございますけれども、現在実施している事業がございますけれども、これらは実施後に一定の評価をしているというところがございますけれども、これらの評価を踏まえまして、総合事業の中で継続していくかどうかというのは、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それでは、もう一点だけ、国のほうで示されておりますその他の生活支援サービスというものが挙げられておりますけれども、これについてはどのような検討がされているのか、地域資源、また地域の人材に担っていただけるような事業等はどのようなものがあるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) その他の生活支援サービスでございますけれども、国が示しているガイドラインの中には、栄養改善を目的とした配食、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準ずるような自立支援に資するような生活支援というものが例示されてございます。今後の事業増につきましては、恐縮でございます。現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それぞれの地域の実情に合ったメニューを用意しているということに当然なろうかと思っておりますので、そのような観点からふさわしい事業のあり方について、ぜひ継続して検討を進めていただいて、29年度に向けた取り組みをぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、地域づくりによる介護予防の推進についてということでお尋ねをいたしました。介護予防リーダーの養成や東大和元気ゆうゆう体操の普及について、大変に目覚ましく、すばらしい取り組みが進んでいるものと評価をしているところでございます。前回は申し上げたと思っておりますけれども、昨年開催された元気ゆうゆうフェアに出演されておられました方々の生き生きとした姿は、特に私は印象に残っているところでございます。今回の介護予防・日常生活支援総合事業への移行において、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民が主体となっていく介護予防活動を広く展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者が継続して拡大していくような地域づくりを推進することで、心身機能の改善を図り、要介護認定

の伸びを緩やかにしていく効果が期待をされているわけであります。そのような理想的な地域づくりに向かって、当市がこれまで取り組んでこられた事業が大いに生かされていくものと考えておりますけれども、最後にこの29年度のスタートに向けた決意、また意気込みについて御答弁をいただきたいと思っております。

○副市長（小島昇公君） 当市におきましては、介護予防リーダー、それから体操普及推進員の皆さんの熱意や意欲的な活動に支えられまして、今御質問者からお話のございました他の自治体からも視察をいただくような、すばらしい介護予防活動の取り組みとなっていると思っております。私も、ここに当初かかわった人間として、高齢者の皆さんが、やはりいかに元気で東大和市で過ごせるかということで、元気ゆうゆう体操と一緒に考えたものとして非常にうれしく思っております。そして、平成22年度に31名から始まりまして、介護予防、介護のリーダー、こちらも現在は92名ということで3倍に、そして平成24年度に23名からスタートしました体操の普及推進員、こちら107名ということで、大幅に協力してくれる皆さんがふえております。ですから、各地域や市内至るところでサロン活動や元気ゆうゆう体操が展開されるようになってございます。各議員さんにおかれましては、いろんな地域で応援をさせていただいておりますことを、この場をおかりしてお礼をしたいと思います。まさしく住民が主体となって、人と人のつながりを通じて、参加者が継続して拡大していくと。ですから、行政だけが線を引き続けていただくということではなくて、参加をする皆様がお互いに地域づくりを展開しているという非常にいい例だなと思っております。

当市におきましては、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業をスタートいたします。一時期、スタートが少し、準備が遅いんじゃないかということで御心配をおかけした面もございますが、皆さんの御協力をいただきまして、この29年度のスタートに向けて、準備、今着々と進めてございます。この総合事業は、市が中心となりまして、地域の実情に応じて住民との多様な主体の方が参画していただく中で、多様なサービスを充実することで、地域の支えを進めていきたいというふうに考えてございます。市といたしましては、引き続き介護予防リーダー、そして体操普及推進員の皆さんの御協力をいただく中で、住民主体の介護予防事業を中心とした総合事業を推進をしていきたいと考えてございます。団塊の世代の方々が75歳を迎える2025年、こちらは非常に——ああ35年ですね。誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して生活がしていただけるように、地域包括ケアシステムの構築を積極的に目指してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど自治会のほうで、目標の加入率、60%と申し上げまして、その後ないと申し上げましたが、第四次基本計画の中で平成33年度に36.8%の目標を置いてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 以上で、一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、関田 貢議員を指名いたします。

〔8 番 関田 貢君 登壇〕

○8番（関田 貢君） ただいま御指名をいただきました興市会、8番、関田 貢です。平成28年第2回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、1、学校教育についてお伺いいたします。

東大和市の学校教育では、校長の意欲的な学校経営により、学校の特徴を打ち出しながら児童・生徒一人一人のよさを引き出す教育を推進している。平成26年度からは、これまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、今後、5年間を見据えた教育ビジョンとして策定された東大和市学校教育振興基本計画に基づいた施策に取り組んでおられますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されました。内容が、当市の教育行政にどのように反映されているのかについて、お伺いをしていきます。

①として、平成27年4月から始まった新しい教育委員会制度の設置が義務づけられた「総合教育会議」の目的は、当市の教育にどのように反映されているかお伺いいたします。

②として、尾崎市長より教育目標としてどのような提案があったのかお伺いいたします。

③として、全国一斉学力テストの参加の意義をどのように評価されているのかお伺いいたします。

④として、当市のいじめ、不登校の実態とその対策についてお伺いをいたします。

2として、社会教育施設についてお伺いしていきます。

東大和市は、多摩地域の同規模人口の他市と比較しても、運動場、庭球場、体育館、プールの分野において整備のおくれがあります。当面、野球、サッカー場、運動場、庭球場、体育館、室内プールの設置の検討が必要だと課題に挙がっておりますが、当市のスポーツ施設の状況、管理についてお伺いいたします。

①東京街道団地の整備の方針（案）が示されている公共公益ゾーン（運動場）は、どのようなスポーツを都に提案されているのかお伺いいたします。

②として、桜が丘市民広場のトイレについてお伺いいたします。

ア、トイレの設置時期と経過。

イとして、設置費用。

ウとして、新しいトイレの建て替えができないかをお伺いいたします。

③として、上仲原公園の芝刈りについての管理はどのようにされているのかお伺いをいたします。

3番、市道路線についてお伺いいたします。

道路は歩行者や自転車、自動車などの通行に利用されているのを初め、市民生活に欠くことのできない水道管、ガス管、排水管などが埋設されてるほか、電気、電話などの施設も道路内にあり、生活をするためのライフラインとして重要な役割を担っております。当市の道路状況は、都道が延長2万5,833メートル、面積で28万6,503平方メートルで、舗装率100%となっております。市道は、路線数1,250路線、延長21万2,069メートル、面積で125万461平方メートルで、舗装率は86.4%となっております。道路排水は、降雨に対する対策として、側溝整備についてはどのようになっているかお伺いしていきます。

①として、現在の市道路線での側溝整備について。

ア、整備していくための基準についてお伺いいたします。

イ、側溝整備はどのくらい、何%あるのかお伺いいたします。

②として、市道354号線一部路線改修について、住宅内道路の水たまり解消のために、雨水排水対策を講じられないかをお伺いいたします。

以上、質問いたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。



[ 8 番 関 田 貢 君 降 壇 ]

[ 市 長 尾 崎 保 夫 君 登 壇 ]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、総合教育会議の目的とその反映についてであります。総合教育会議は市長が開催する会議として、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有、認識し、対等な執行機関同士が協議、調整を行う場であります。総合教育会議を初めとして、懇談会やさまざまな話し合いの場を重ねておりますので、教育行政の方向性については教育委員会と同じ方向にあると認識しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、教育目標の提案内容についてであります。平成27年度の第1回総合教育会議において、教育目標や施策の根本的な方針である東大和市の教育に関する大綱を策定しました。私のほうから、教育委員会が掲げている教育目標を大綱に位置づけることを提案したものであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、全国一斉学力テストについてであります。この学力調査は小学校6年生と中学校3年生を対象として毎年実施しているものであります。この調査の結果を分析しながら、教育委員会や各小中学校では、児童・生徒の学力向上を図るためにさまざまな取り組みをしているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、当市のいじめ、不登校についてであります。学校と教育委員会が協力し、いじめはどの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こり得るという認識のもと、いじめの早期発見、早期対応に努めております。また、いじめは絶対に許されない行為であるとの強い認識に立ち、指導を進めております。不登校につきましては、教育委員会におきまして不登校対策プロジェクトの取り組みを、学校と連携して継続的に実施しており、当市の小学校、中学校ともに東京都の不登校出現率を下回る状況にあると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東京街道団地における運動広場についてであります。東京街道団地の整備の方向（案）に示されています公共公益ゾーンに予定されました運動広場につきましては、平成28年2月29日付の当市の要望に対しまして、同年3月31日付で東京都から整備の方向が示されたものであります。現在までのところ、東京都と具体的な話し合いには入っておりませんが、市で要望しました1ヘクタール程度の多目的な運動広場を基本に、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、桜が丘市民広場のトイレについてであります。昭和62年4月にグラウンド開設後、平成3年3月にグラウンド周辺の排水設備の設置費用も含め、約546万円の整備工事をしました。男女とも各3カ所のトイレで、設置から25年以上経過し、市民の皆様からは利用に当たっての御指摘もいただいているところであります。ロンド桜が丘フィールドにつきましては、トイレだけでなく水飲み場や倉庫も同様に老朽化しておりますので、建て替えの際にはそれらを一体化して改修する必要があると認識しております。

次に、上仲原公園の芝刈り管理についてであります。平成27年4月1日からロンド・スポーツジェイレック共同事業体が新たな指定管理者となりました。上仲原公園グラウンドの芝刈りにつきましては、従来、年4回程度、芝刈りを行っていましたが、指定管理者からの提案により草刈り機を導入し、芝刈りを草刈り機でするように変更しました。このことから、おおむね2週間に1度、芝刈りを行うとのことですので、利用者の皆様には常に良好な状態でグラウンドを利用していただけるものと考えています。

次に、市道道路の側溝整備の基準についてであります。生活道路への側溝設置につきましては、道路幅員

が4メートル以上あり、官民境界が確定していることを原則とし、交通状況等を勘案して整備を実施しております。

次に、側溝整備の整備率についてであります。市道全体に対しまして側溝が設置されている道路の整備率は、延長換算で約77%となっております。

次に、市道第354号線の一部における雨水排水対策についてであります。現地の状況及び境界確定の状況等を確認し、可能となる対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、総合教育会議の目的についてであります。総合教育会議で協議、調整する内容につきましては大きく3点ございます。1つ目は、教育行政に係る大綱の策定でございます。この大綱につきましては、市長答弁にもございましたとおり、平成27年度の第1回総合教育会議において策定いたしました。2つ目は、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についてでございます。こちらは第2回総合教育会議で、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価を題材に、事業の進捗状況や今後の課題について話し合いをいたしました。3つ目は、児童・生徒の生命や身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置を協議するものでございます。当市におきましては、これまでも教育行政の政治的な中立性、継続性、安定性を維持しながら、市長と教育委員会が連携した取り組みを行ってまいりました。今後につきましても、総合教育会議を活用しながら、より一層充実した東大和市の教育を目指したいと考えております。

次に、市長の教育目標についてであります。教育委員会の掲げる教育目標を教育に関する大綱に位置づけていただいたことは、現在、教育委員会で進めております教育施策や方向性への御理解をいただいたものと認識しております。教育に関する大綱の策定過程におきまして、市長から提案理由の説明がございました。説明の要旨は、大綱の後段に記載されております「教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立ち、全ての市民が教育に参加することを目指す。」という文言に、市長の目指す学校の教育力と地域力を結びつけ合わせて、より一層、東大和市の教育全般を引き上げたいという考えがあらわされているとの説明がございました。引き続き、この大綱の趣旨をしっかりと受けとめて、総合的な教育施策を展開してまいります。

次に、全国一斉学力テストの参加の意義をどのように評価しているかについてであります。全国学力・学習状況調査は義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証する中で、その改善を図ることを目的としております。このような調査に参加することにより、学校における児童・生徒への教育指導の一層の充実や、児童・生徒一人一人の学習状況の改善などに役立てることができるものと、その意義を評価しているところであります。今後も全国や東京都の学力調査の結果を活用しまして、児童・生徒の確かな学力の定着に向け取り組んでまいります。

次に、当市のいじめ、不登校の実態とその対策についてであります。まずいじめの実態につきましては、内容の違いや程度の違いはありますが、いまだに学校ではいじめが発生しております。しかしながら、早期の組織的対応を図ることにより、どの事案も解消もしくは継続的な支援による関係改善に結びついているという状況があります。また、不登校児童・生徒の実態につきましては、平成24年度から小中学校とも東京都の不登校出現率を下回る状況にあります。このような状況の中、いじめ問題の対策につきましては、学校いじめ防止のための基本方針に基づき、日常生活指導や道徳、特別活動などを通して命の大切さや、いじめは決して許

されるものではないことなど、年3回以上の事業を含め指導の徹底を図っております。また、不登校対策につきましても、校内に悩みや心配事を話すことのできる環境を整えるとともに、不登校状態が続く児童・生徒に対しては、教員はもとより校長が直接保護者から話を聞く機会を設けたり、教員がスクールソーシャルワーカーとともに家庭を訪問したりするなどの取り組みを進めております。

以上でございます。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時39分 延会